

# 田中正造における憲法と天皇

小松 裕

はじめに

「日本を守る国民会議」が作成した『新編日本史』という大変問題の多い教科書が、来年度より採用されることになった。改憲を運動方針にかかげ、第九条の撤廃と天皇の国家元首化をその骨子とする団体だけあって、これまで使用されてきたどの教科書よりも、本文中に登場する天皇の数がはるかに多い。そればかりか、天皇に関する記述には敬語を用い、西暦よりも「元号」(伝統文化の象徴)を優先的に使用するなど、きわめて復古調の教科書である。

看過できないのは、こうした歴史における天皇の存在と役割の強調が、民衆運動に対する非常に冷淡な姿勢と表裏一体の関係にあることである。その証拠には幕末維新期の「世直し」すら出てこない。まさに、階級闘争史・人民闘争史・民衆史などの研究を中心に発展してきた戦後歴史学の成果と到達点を無視した、ないしはそれに挑戦しようとする教科書であるといわねばならない。

全体的にそうした基調に貫かれている『新編日本史』にあつて、私が、自分の研究テーマとの関連でどう見ておくことのできない問題は、田中正造に関する次のような叙述である。

もともと田中正造は、身分や経済にかかわらず人間の尊厳性を大切にする人であった。行動力に富んでいたかれは、若い時から村の慣習を破って被差別部落の人々を家によんだこともあり、また政治家になってからは、娼婦廃止運動を女性活動家とともに進めたこともあった。こうした彼の人間観は、かれが明治天皇を神のごとくに崇敬すると同時に、「天皇が神聖なのは国民が神聖だからである。」と言って、国民一人一人の神聖性を主張してゆずらなかつたことにもあらわれている。

田中正造が、一生のあいだ足尾鉍毒事件にかわりつづけたのは、たんに義憤や反発という感情的な動機だけではなく、人間一人一人のかけがえのない神聖性が、単なる営利事業のためにふみにじられてはならない、という国民神聖の思想的な動機が根本にあったのである。<sup>11)</sup>

正直いって、私は、この文章を眼にしたとき、ひそかな驚きを禁じえなかった。というのは、「天皇が神聖なのは国民が神聖だからである。」という前記引用文中の記載に直接的に該当する文章は、一九〇九年四月の日記の中にたった一行だけだからである。一冊五、六〇〇ページの本が全部で二〇巻ある『田中正造全集』の中のたった二行だ。膨大な量の活字の中から、わずか一六字の文章をよくも見つけ出してきたことよ。

一応、史料の裏付けのある記述であるから、そのこと自体を問題にするわけにはいかないが、それをいかに評価するかはおのずと別問題である。そのためには、それが書かれた前後を参照し、この時期の田中正造の思想全体の中に放り込んで評価するという手順をふまなければならない。そういった手続を一切無視し、その文章だけを他と切り離して引用したのは、明らかに史料の恣意的利用といわざるをえない。これが問題点の第一であり、『新編日本史』の他の部分にも同様に指摘できる傾向である。

田中正造における憲法と天皇（小松）

しかも、先の引用の特に後半の部分は、この「天皇が神聖なのは……」の一文を媒介に実に巧妙に書かれている。つまり、田中正造は天皇を神のごとく崇敬していた、その天皇が神聖なのは国民も神聖であるからだと考えていた、だから正造は国民の神聖さを守るために足尾鉬毒事件に一生のあいだかかわりつづけた、と読ませるのである。

私は、なにも、田中正造の思想の根本に、人間（生命）の尊厳性を重視する考え、人権をこのうえもなく貴重なものとする考えがあったことを否定するものではない。むしろ、そこにこそ田中正造の思想の本質が存在していることは、今日、研究者に共通の前提であろう。問題は、そうした考えと天皇観とがイコールで結べるかどうかである。正造が、はたして、熱烈な天皇崇拜者として天皇を批判の対象外におき無条件に崇敬していたかどうか、それ自体厳密な検討を要する課題である。そして、鉬毒から生命・人権・自治を守るために政府・足尾銅山と闘いつづけたことと天皇観がいかに結びついていたか、あるいは結びついていなかったか、これもまた詳細な検討を必要とする問題である。それ抜きに、天皇観と人民観とを等置させているこの教科書の記述は、いたずらに、田中正造＝天皇主義者とのイメージを増幅させるだけでおわってしまうだろう。公害や汚染から生命を守り自然を護ろうという運動が広範に存在する現在、それらを天皇の下に収斂してしまうおうという隠れた意図が潜んでいるのではないか、と勘ぐりたくなるほどの田中正造の位置づけかたではあるまいか。

それでは、田中正造の天皇観をめぐる研究状況はどうであろうか。それを考えるとき、その評価が必ずしも一致していないこと、いや、むしろ両極に分裂しているといってもよいほどであることに気づかされる。

『義人全集』の編纂の中心であった栗原彦三郎は、かつて、正造の思想の根本を「皇室中心祖国民衆主義」と評した。しかし、『田中正造全集』編纂委員会の検討の結果、それは、栗原自身の思想を投影したものであることが明らかになり、そうした規定がここでの対象外におかれることはいうまでもない。だが、ごく最近の研究の中で、たとえば、近著『解放の哲学をめざして』（有斐閣新書）の中でも田中正造の思想に非常に高い評価を与えている花崎皋平氏は、以前、雑誌

『世界』に掲載した「田中正造の思想(下)」において、次のように述べている。

彼の「公共」観は、天皇を父とし、国民を子とする天皇制家族国家観と、潜在的な矛盾をはらみつつもむすびついでいたように思われる。それは論理的なむすびつきではなく、情緒性のつよいものであったといえるだろうが。彼は、国家と国民の成立を、近代の人為的所産としてではなく、むしろ自然的な所産と考えていたふしがある。それは、彼の憲法観をみるとわかる。(中略)そこには、憲法を人為の法とみるよりは、おのずから成る人倫の法とみる思考法がはたらいている。そうだとすれば、明治国家における天皇主権が、自然的な所与としての国体の一部として、「公共」観念の内部をかたちづくるものとみなされてもふしぎではないだろう。彼が鉅毒の被害を論ずるにさいして、国民国家の基礎が破壊される(中略)というとき、その国民国家のイメージは、ゆたかな天産に恵まれた自治自然村という風土にすんなりと接続する、古来より天皇を君主にいただく国のイメージだったのではないだろうか。(傍点原文)

このように、花崎氏は、田中正造の思想(「公共」観)に天皇制家族国家観とむすびつくものを見ており、明治憲法の実天皇主権を「自然的な所与として」受け入れ、晩年にあつても、「古来より天皇を君主にいただく国」をイメージしていた、と述べている。この花崎氏の見解の延長線上に清水靖久氏の研究も位置づけることができる。<sup>14)</sup>

清水氏は、六角家騒動に見られる正造の思想的特徴の一つとして「君主に対する忠誠の観念」の強さを指摘し、当時すでに忠誠の対象は天皇にまで達しており、「一君万民的な意識のもとで、天皇に対する忠誠とともに、日本全国の人民に対する責任を感じはじめたと考えられる」と述べている。そして、直訴に関しても、「彼は天皇に対して人格的な忠誠心を強く抱いていた。その忠誠心は、封建的なものないしはその変型であつて、天皇が国家の道徳性や全体性を体

現する有徳の君主であることにもつづいていた。」「徳義を守る者としての彼は、有徳の君主としての天皇に訴えることによつて、徳義というものを示そうとした」のであると、直訴を戦略的行動とする理解に批判的な見方を発表している。清水氏の見解をまとめるならば、正造は、有徳の君主である天皇の下での「一君万民」的な「道徳的共同体として国家を把握していた」となるであろう。

一方、直訴が世論喚起のための計画的行動であつたことを主張している東海林吉郎氏は、田中正造大学ブックレット『救現』第一号（一九八六年七月）において、あらためて直訴と天皇観について論及している。東海林氏は、かつて、『共同体原理と国家構想』（太平出版社、一九七七年）の中で、田中正造の「国会開設論」を分析し、すでに一八七九年段階において「天皇」の存在する余地のない、「立憲共和制」としての、「平等福祉国家」構想」を抱持していたと主張した。その後、「足尾銅山鉍毒事件における直訴の位相」（『田中正造と足尾鉍毒事件研究』第一号、一九七八年）をあらわし、直訴が石川半山・幸徳秋水との謀議による世論喚起のための戦略的行動であつたことを強調するなど、一貫して戦略家（≡天皇批判者）田中正造像を描いてきた。『救現』所収の講演記録も、基本的に、これまで一連の著作を通じて主張してきたことを、別の史料を用いて再論した性格のものであるが、ここでは、天皇を、刑法における「最高刑に値いする無拘禁の状態の犯罪人」であると正造が考えていたことが指摘され、これまで以上に正造の天皇批判の強さというものを打ち出しているところに特徴がみられる。

以上のように、一方では、「有徳」の天皇を君主とする天皇制家族国家観的な、古来よりの国家イメージを持ち、天皇に対する「人格的な忠誠心」を抱きつつ行動していた「天皇主義者」田中正造像が描き出され、もう一方では、天皇および天皇制に対する最も痛烈な批判者でありつづけた田中正造像が唱えられている。こうした評価の分裂が、先の『新編日本史』における田中正造の記述への批判をいちじるしく困難にするものであることは否めない事実である。

本稿執筆の意図は、上述のような研究史の現状をふまえ、田中正造の天皇観を時間的経過に従つて丁寧に分析してみ

ることを通して、分裂している評価の統一を試みることにある。そのうえで、『新編日本史』の記述がはたして妥当なものかどうかを検討したい。もとより、一個の人間の脳髓の中にまると存在している思想から、その一部にすぎぬ天皇観のみを単独に切り離して論じることが当を得たものでないことは、充分に承知している。そこで、特に、田中正造の憲法観や国家構想との関連においてその天皇観を把握することを肝に銘じつつ、論を進めてゆきたい。

### 一、自由民権期の国家構想と天皇観

まず、この節では、自由民権期の天皇観について分析をくわえたい。その際、前提としておさえておかなければならないのは、幕末維新期のそれである。そのことを考えるとき、真先に指摘できるのが、出流山挙兵事件に関する「勤王論」である。

出流山挙兵事件とは、一八六七年一月二十九日に下野国出流山に結集した尊攘派の志士が、「攘夷決行」「倒幕」をスローガンにかけて挙兵し、失敗におわった事件である。<sup>5)</sup> 背後で糸をひいていたのは、薩摩藩の西郷隆盛の命をうけて江戸に派遣された益満休之助や伊牟田尚平らであった。彼らは、一〇月一日の大政奉還によって武力倒幕の大義名分を失った倒幕派が、薩摩藩江戸藩邸に浪士隊を組織して江戸市中を撓乱するとともに、相州・野州・甲州で挙兵することによって幕府を挑発し、武力倒幕の「大義名分」をつくりあげる使命をもたされていた。出流山挙兵は、そうした工作の重要な一環としての位置を与えられていたのである。

この事件に、田中正造は直接的には関与していない。事件が勃発したときは、例の六角家騒動で江戸に滞在していたからである。しかし、正造と同じく赤尾小四郎（鷺洲）の教えをうけた赤尾潛三郎・安達幸太郎・織田龍三郎らが挙兵に参加して捕えられ、なかでも「祐筆兼勘定」という幹部の役割を果たした赤尾と安達の二人は、佐野河原で斬殺されている。また、正造が絵を習った葛生宿の吉沢松堂は、渡辺華山の友人であり、挙兵組が出流山を下山するとき、吉沢邸

に立ち寄つて夜食をとっているほどだから、吉沢も勤王論の持主であつたと推測できる。さらに、出流山拳兵に参加しなかつたとはいへ、正造が、「隣村二先輩亀田某あり。漢学を以郷当二名あり。尊王攘夷家なり。予ハ此風采ハ幾分受得たり。」(①—251)と記して、その影響を受けたことを認めている並木村の名主亀田甚三郎も尊王攘夷家の一人であつた。

このように、田中正造が受けた教育や交友関係は、かなり勤王色の濃いものであつたことが推定できる。もつとも、赤尾鷲洲の思想は必ずしも明らかではなく、正造の勤王論といえども、その内実は今一つ不明である。それでも、六角家騒動における敵役林三郎兵衛から、農民の離間策として、「勤王論に因みせる曲説」を流されるに足るだけの勤王論者であつたことを自認していたからこそ、出流山拳兵に際し、逆に慎重な行動をとりえたものと考えられる。

こうした勤王論は、江刺県の官吏時代にも見出すことができる。正造が江刺県役所に到着したのは、一八七〇年三月三日のことであつた。そこで、江刺県に編入され開設されたばかりの鹿角郡花輪町役所の勤務を命ぜられ赴任した。そこで正造は、「最初寸陰館に入館し、内藤啓<sup>(四)</sup>一等を師と仰ぎて勤務の外に研究する所あり」(①—282)と記している。

内藤調一とは、いうまでもなく、東洋史の大家内藤湖南の父である。彼は、吉田松陰の熱烈な崇拜者で、湖南の本名である虎次郎も松陰にちなんで命名したといわれている。また、頼山陽にも深く傾倒し、「日本外史」を座右の書としていたらしい。<sup>(6)</sup>後年、おそらく尾去沢鉦山の鉦毒問題に關してであろう、正造の日記には、内藤調一の名が、子の湖南とともにしばしば登場してゐる。このことも考えあわせると、吉田松陰・頼山陽などの勤王家に強い影響を受けていた内藤調一を師に仰いで研究したということは、内藤から、なにほどの思想的影響を受けたのではなからうかと推測させる。もつとも、寸陰館において正造が主に読んだのは、「趙注孟子」四冊であり、内藤自身も、その思想と行動が必ずしも整合的であつたとはいひがたい人物だつたようではあるが、<sup>(7)</sup>とはいへ、当時、わずかに残された日記からは、「草莽」として「田中正造源正齋」と自署するような、色濃い「草莽の臣」意識がうかがえることは注目してよいだろう(⑨—98)。

第二に考えなければならぬのは、六角家騒動にみられた「御家の為」意識の強さと、儒教的君主観の存在である。かつて、私は、六角家との抗争が、単に領主に破られた村の「自治的好慣例」の回復のためだけにたたかわれたのではなく、御家安泰という一見相反するような命題も同時に追及されていたこと、それらが「奸臣」排斥という一点で矛盾しあうことなく交っていたことを指摘した。<sup>(18)</sup> 正造が、最終的に領主支配の廃絶まで考えていたわけではなかったことを思えば、彼の「御家の為」意識の強さを、清水氏のように「君主に対する忠誠の観念」の強さといいかえても差し支えなからう。

しかし、確認しておかねばならないのは、正造が、忠誠を尽す対象たる君主は「明君」「仁君」でなければならぬと考えていたことである。であるがゆえに、「奸臣」の責任のみならず、その跋扈を許した君主の責任も問われなければならないのだ。「恐れながら幼君へ御退隱を勧め奉り賢明なる第二の君を推戴して御家督あらしめ奉らむ」<sup>(19)</sup> (①—21—22) という主張が、こうした君主観の大前提より出てくる。裏返していうならば、これは、「仁政」を要求するのは支配される側の当然の権利だ、というような意識の表出ともいえよう。一介の名主にすぎなかった正造が、主家に対して暗君交替の要求をつきつけたこと自体驚くべきことであるが、こうした君主観に、東海林氏が指摘しているように、孟子の強い影響が看取できるのではなからうか。

ただ、問題になるのは、このような「仁政」を基準に領主の交替まで要求するような儒教(孟子)的君主観と、勤王論的な、つまり「天下は一人の天下なり」という絶対的な天皇観とが、正造の内面においていかなる関係にあったのかということである。孟子的な君主観は天皇に対しては例外なく適用されるのか、それとも、天皇だけは絶対的な崇拜の対象に批判の対象外であったのか。限られた史料のなかからこの問題の解答を導き出すのは、非常に困難である。どちらかといえば、私は、正造の天皇観の根本にも、やはり、天皇が「仁者」であるかいなか、有徳者であるかどうか、という判断基準が存在していたように思えるのだが、勤王論の内実が不明な現段階ではこれ以上詳しく述べることを差し



控えたい。ただ、その理由を一つだけ指摘しておくならば、正造が、出流山挙兵に参加して勤王の大義に殉じる道よりも、村の自治を回復し戦火から村を守るほうに自分の役割を見出して行動したことを、彼の「公共」観念の本質にかかわる事実として、もっと重視してしかるべきであろうということである。<sup>100</sup>

以上、自由民権期以後の天皇観を考察するための前提として、勤王論的天皇観、儒教的君主観について述べてみた。<sup>101</sup>この辺で、自由民権期に話を移そう。

自由民権期の田中正造の国家構想は、「君民共致」であつた。「共和党ヲ破毀スルコト」(①—386)と明確に述べているので、東海林氏のように、天皇の存在を否定して共和制国家を希求していたと見ることはできない。しかし、猪飼隆明氏も指摘していることだが、いわゆる君民共治論は、「権力の重心が天皇・人民のいずれにどの程度傾くかによって、その内容には相当の幅が存在する」ものである。<sup>102</sup>だから、論者の立場が人民の側にあるか天皇の側にあるかの慎重な見きわめが必要なことは言うまでもない。そうした観点から、「君民共致」という言葉が出てくる「国会ヲ開設セントセバ宜ク政党ヲ組織セザルベカラズ」という史料を分析してみると、必ずしも明確に語られているものではないが、いくつか注目すべき見解がうかがえる。

まず、当時の政治状況を、「一國ノ大政ハ上皇室ニアラズ下人民ニアラズ、薩長二藩ノ二三党派ニ出デザルナシ」(①—375)と認識していることである。こうした有司専制批判は、士族反乱から自由民権運動に共通のものであつた。正造は薩長二藩を「二三ノ私党」にすぎないときめつけ、「公道」にもとづく真の政党の創設を主張する。それでは、正造の理想とする政党とはいかなるものであつたのだろうか。

正造は、「國民ノ情宜ニ適當シ我國体ヲシテ妄リニ變動セザル」ことという二つの条件をあげている。「然ラバ即チ何ヲカ國体ヲ擾乱セス何ヲカ民智ニ適應スルヤ、曰ク万世一統ノ皇室ヲ補翼シ、憲法ヲ確定シ、立法ノ大權ヲ拡充シ、政府ハ恰モ君民ノ中央ニ御セラレ上下中央ノ三權ヲ等フスベシ」(①—376)。

ここで政党の任務とされているのは、「万世一統ノ皇室ヲ補翼」すること、「憲法ヲ確定」すること、「立法ノ大權ヲ拡充」することの三である。第一の点に関連してすぐ頭に思い浮ぶのは、中節社の前身の下野結合会（仮称）の規約に、最初は「民權ヲ擴張シ帝室ヲ補翼シテ國權ヲ確定ナランコトヲ務ムベシ」とあったのが、「帝室ヲ輔翼シ民權ヲ擴張ス」と修正されたことである。だから、正造が皇室を尊敬していたことや、國家構想を考へるうえで君主（天皇）の存在を前提にしていたことは否定できないだろう。

それよりもむしろ重視すべきなのは、「立法ノ大權ヲ拡充」するという点である。「大權」という言葉からすぐ天皇大權を連想させるが、政党の任務として述べられている文脈上、ここでは、国会の権限の拡充を意味していると理解するのが妥当であろう。そして、「上下中央ノ三權ヲ等フスベシ」というのであるから、それを可能にするためには、すでに存在している天皇と政府、とりわけ政府の権限を制限し、国会に独立した地位と権限を与えるしか方法はない。正造にとって、国会とは、人民の意志（輿論）を代表する機関であった。輿論に基づく政治を重視するあまり、「假令ヒ君主擅制ノ政体ナルモ一人ノ君主輿論ヲ重シ輿論ヲ準繩トシテ政治ヲ行ハバ立憲政体ト一般ナルベシ」(⑥—655)と、必ずしも政体の如何にこだわらないような柔軟性も見せるのである。

このように、正造の「君民共致」論は、輿論を代表する国会に重点をおいた立憲君主制の構想であったと考えられる。そして、それが、「国体」を變動せず「民智ニ適應」した政体と考えられていたように思われる。だが、中江兆民の有名な「君民共治之説」は、立法権が人民の手中にあることを前提とし、そのうえさらに政府（行政権）も人民の共有物であれば政体の如何（君主の有無）は問わない、という実質的な人民主権の主張であったのに対し、正造の「君民共致」論は、「国体」を「變動」しないことを、つまり天皇の存在を前提に論がくみだてられてだけに、その輿論政治が、ややもすれば、民の心を心とする天皇の「大御心」による「仁政」と同じものと受けとられてもやむをえぬ曖昧さを残している。

次に、以上のような国家構想を抱いていたことをふまえ、この時期の天皇への言及の仕方の特徴点を整理してみよう。第一に指摘できるのは、自説を補強するため、また、自説の論理的正当性を強調するため、あるいは反対派を攻撃するさいに、「敬慮」や「詔勅」など、天皇の權威をしばしば持ち出していることである。たとえば、一八八〇年一〇月八日から起草作業に入った「国会開設建白書草稿」をみると、まず、明治天皇を「古先王ト雖ドモ遠ク相及ブナシ」と評してその「徳」と「才」を賛え、国会を開設するのが「陛下ノ勅旨」である理由に、五条の誓文、億兆ニ告ルノ翰文、漸次立憲政体樹立の詔の三つを引例している。また、国会開設の詔勅への対応が一八八一年一〇月の「中節社出京委員報告書」にうかがえるが、その特徴は、詔勅の意味を「今明治二十三年に至つて国会を開くべしと仰せられずして明治二十三年を期してと宜下あらせられしは取りも直さず其準備さへ整はゞ今日にても国会を開かせ玉ふべしとの聖意を示されたるものなり」(①—427)と解釈し、二三年に至らざれば国会は開設されないと理解する人は「違勅の民」だと攻撃していることである。さらに、八〇年一二月の四八号布告による地方税規則の改正に関しても、同様に、「豈ニ地方税ノ負担ヲ重スルヲ以テ政務ノ改良ト謂フ可キ者ナランヤ。奮ニ政務ノ改良ニ非サルノミナラズ我天皇陛下ノ鳳詔ニ支梧スルナカラシカ」(⑥—11)と、七七年一月四日の地租軽減の「聖詔」を強調して抵抗している。こうした特徴は、大隈条約改正問題に関し、閣内反対派を攻撃した演説の中にも看取できる。

それでは、このような、ことあるごとに天皇の權威をふりかざすという特徴を、いかに理解したらよいのだろうか。詔勅の絶対性を確信していたからであろうか。よしんばそうであったとしても、出された「詔勅」を解釈し、天皇の敬慮が奈辺に存在するかを判断するのは正造の主体性に属する問題である。だから、自説にあわせて詔勅を読みかえることも、当然あったであろう。この点を重視するならば、田中正造は、天皇の「詔勅」といえども無条件に服従していたわけではなく、非常に戦略的な見地から利用していたとする東海林氏流の解釈が可能となる。その好例が、国会開設の詔勅の読みかえであろう。

しかしながら、こうした解釈をとったところで、遠山茂樹氏の指摘を無視することはできない。すなわち、現実の政治過程において、天皇が藩閥政府の意のままに動く存在である限り、天皇權威の強調は、結局のところ政府攻撃の鋒先をにぶらせ、自縄自縛の陥穽となつてゆくという問題である。その結果は、「官民調和」であり、「外事優先」への自由党の転換であつた。<sup>104</sup> はたして、田中正造もそうした陥穽におちいつてしまったのだろうか。

この問いに対する私の答えは、否である。そして、正造をしてそうした危険性から逃れさせたものは、彼が、天皇に対する「情」の立場と「法」の立場を峻別し、議員としてはあくまで「法」の立場を貫こうとする姿勢ではなかつたかと考えている。この時点で、それを最も良く象徴するのが、一八八一年の東北北海道巡幸に要した経費について、翌八二年の栃木県会で追及していることである。

正造は、六月一七日の議場で、巡幸費は基本的に国庫より支出さるべき性格のものであり、いわば「地方税ノ客」ともいうべき存在である、だから、「妄リニ飾リ付ケテケル為メ地方税ノ名目ヲ付ケテ費用スルハ甚ダ怪シムニ堪ヘタリ」(⑥—278)と、宇都宮駐蹕の「實際ニ於ケル費途」を明らかにするように要求した。これに対し、六月一九日に、県側の番外委員は、「御巡幸ニ付直接ノ費用ハ国庫金ヲ以テ支出シ間接ノ費用即チ郡吏員旅費ノ如キハ地方税ヨリ支弁ス」と答えた。それをうけて、正造が展開した意見を次に引用する。

御巡幸費用ノ如キハ全ク徳義上ヨリ地方税ヲ以テ支弁スルモノト云フ乎、去レバ先年中統々出京シタル国会請願者ノ如キモ亦徳義上ヨリ之ヲ助ケザルヲ得ズ、且仮リニモ国庫ヨリハ全ク其費用ニ足ルベキ若干ノ金ヲ下付セラレタルニアラズヤ、殊ニ天皇陛下ハ民情視察トシテ御巡幸在ラセラル、ニ於テ苟モ人民ニ難義セシムルヲ以テ満足ニ思召サル、ト云フカ、決シテ然ルモノトハ思ハレザルナリ、成程情実ヨリ之ヲ見レバ一応尤モノ如クナレドモ法律上ヨリ見ルトキハ地方税ノ負担スベキモノニアラザルノミナラス却テ宸慮ニ逆フモノト云フベキナリ(⑥—285)

ここでも「宸慮」を持ち出して来てはいるが、正造の主張の核心は、たとえ天皇の巡幸に関する支出であっても、「徳義上」「情実」レベルの問題と「法律上」の問題とは区別すべきで、地方税規則にない費目の支出は認められない、ということにつきる。郡役所定額は「一升ノ枴ニ入レタル如キ切り詰メ勘定」なのだから、地方人民の幸福のために使う地方から巡幸費用を支出しては「人民ニ対シテ申訳ケニモ成ルマジ」という彼の地方自治観の根本原則が天皇に関しても貫かれているのである。こうした「法」の観点を優先させる考え方に、私は、田中正造の思想的特徴の大なるものを見ているのだが、憲法発布後は、憲法を論理の中核にすえることによって、こうした特徴が、さらに確固たるものになってゆく。

そして、最後に、天皇に対して礼を失することのないように配慮するという特徴もつけ加えておきたい。これは、一八八四年三月二〇日の県会の「捕鳥特別課税議案に関する意見」の中で開陳されたものであるが、ここでは詳述しない。正造が、天皇や皇族の動向（特に栃木県関係）に非常な関心を払っていたことも、おそらくこの点に関するものである。正造が天皇に対し尊敬の念をもっていたことは間違いない<sup>10</sup>、それは、「我身ハ国あれば存す、国倒れ、バ身ノ置処なし。／天皇陛下我先祖なり」<sup>(1)</sup>—387)と日記に書いてるように、国家を所与のものと捉え、天皇を國民の先祖と認識するような国家観・歴史観に由来するといえよう<sup>11</sup>。

以上、自由民権期の正造の言説を通して析出できた天皇に関する三つの基本的特徴——天皇權威の強調、「法」の立場の優先——制限君主的な天皇観、神話的歴史観に由来する天皇・皇室への尊敬心の存在——は、以下で検討する時期においても、それぞれ共通してみられるものであることを、ここで付言しておきたい。

## 二、憲法解釈の独自性

この節では、第一議会から第四議会にかけての時期の憲法観と天皇観を分析することにする。まず、前節で考察した

彼の国家構想がどのように展開されているか、第一議會から第三議會までの憲法論を中心におさえてみたい。

第一議會における演説を見てみると、しばしば目につくのが、「此ノ憲法、ダケハ憲法及ビ議院法ダケハ、互ニ公平ニ取ツテ解釈シタイト思フ」(①—33) という類の發言である。憲法を「公平」に解釈するということが、政府と民党硬派の解釈の中間をとるという意味でないことは、言うまでもない。正造が、伊藤博文の憲法解釈に批判的であつたことが示すように、それは、「我が神聖ナル帝國議會ノ独立ヲ保タナケレバナラス」(①—29) という規準による解釈であつたと考えられる。そのことは、第一議會で見せた田中正造の抵抗の姿勢に良くあらわされている。

第一議會は、政府提出の予算案の削減をめぐつて、政府と民党とが真向から激突し、政府が、民党切り崩し工作(土佐派の裏切りノ)のすえにかろうじて難局を切り抜けたことで良く知られている。衆議院における論議の焦点は、憲法第六七条の解釈の問題であり、そこから必然的に、第一〇条が規定するところの天皇の官制大権の問題に波及していった。

ちなみに、六七条の内容は、「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」というものである。説明するまでもなく、予算不成立の場合の前年度予算の執行権を保証した七一条とあわせ、議會に対する藩閥政府の優位性を維持するための「防壁」たるべき性格を与えられていた。いみじくも、伊藤博文の「憲法義解」は、議會が「憲法上ノ大権ニ準拠セル既定ノ額」などを自由に廢除削減できるならば、それは「即チ國家ノ成立ヲ破壊シ憲法ノ原則ニ背ク者」であると述べていた。だから、予算案の約一割もの減額を要求する民党硬派のいわゆる「査定案」は、官制改革を前提としたものだけに、藩閥政府にしてみればとうてい容認しうる代物ではなかつたのである。

一方、民党硬派の主眼は「議權」の確立にあつた。その実現なしに議會の「独立」は望むべくもなかつたからである。そうした目的をもつ「査定案」の考え方を、ここでは中江兆民の表現をかりて説明してみよう。

査定案の主張者は曰はく我輩は直に憲法に容喙し官制を移動するに非ず単に減額の上より見込を立て、斯々し云々すれば是れ丈の費目を減ずるを得可しと主張するものにて減額の結果よりして官制に波及するも官制其物を移動することは行政部の所任なり然れば査定案にして通過せらるゝも議會に於て直に官制を移動したりとは謂ふ可らず、行政部に於て官制を移動すれば減額の実を擧るを得可しとの理由を附するに過ぎずと<sup>105</sup>

こうした主張をくりかえし、譲ることのなかつた民党硬派に対し、天皇大権の侵害を極度におそれる政府系の大成会や、初めての議会の有終の美を飾りたいと願う民党の軟派議員らは、「議權」の問題を「金額」の問題にすりかえて結着をみようとはかつた。彼らは、一八九一年二月二〇日に、予算確定議前に政府の同意を求める（「機嫌を伺ふ」<sup>106</sup>）といふ、「衆議院の自ら屈する、是より甚しきは莫<sup>107</sup>」い緊急動議を成立させ、新たに予算特別委員を選出して政府との交渉に妥協に入った。中江兆民が、「無血虫の陳列場」という痛罵を投げつけて議員辞職届を出したのは、その翌日のことであつた。

田中正造の本領は、兆民が議會における闘いを放棄したあとに、まさにその闘いを受けつぐかたちで發揮されはじめ

る。  
三月二日の本會議で、予算特別委員会が、「委員ハ不満足ナガラ寧ロ予算ノ不成立ヲ見シヨリハ、此ノ六百三十幾万ト云フ政府ノ同意スル額デ、本年度ハ是デヤラウト云フコトニ決シ<sup>108</sup>」たと、交渉の結果を報告したときである。兆民が、いみじくも、「恩賜の民權」ならぬ「恩賜の減額」と評したこの「修正案」<sup>109</sup>に対し、正造は、「私ハ緊急動議ヲ出シマス<sup>110</sup>」  
「此ノ修正案ハ憲法ニ抵触シテ居リマス、協賛權ヲ蹂躙シテ居ル<sup>111</sup>」と重ねて発言し、その理由を述べたことを議長に執拗に求めた。しかし、結局、認められずに、「修正案」が可決されてしまったのであるが、同様な抵抗の姿勢は第一議會閉幕の直前にも見ることができ

三月七日、先に島田三郎らが提出していた質問書への政府答弁書（「覆牒」）が議会に呈示された。島田らの質問は、六七条問題に関する明確な答弁を政府に求めたものであった。政府は、それに対し、従来通りの見解——官制軍制大権を侵害してはならない、官制改革を必然化ならしむる決議は予算審議権を超越している、予算の変更に従って法律を改正するようなことがあつてはならない——を繰り返したにすぎなかった。閉会間際の時間的制約の中で、政府の「覆牒」に対する質問要求と、残る議題を優先させんとする者の発言とが入り乱れ、議場は大混乱におちいった。そのときも、正造は緊急動議を提出し、「政府ノ覆牒ハ憲法ヲ誤解シテ居ル」と述べ、閉会寸前までその採択を要求しつづけたのである。

以上のような、「田中正造全集」には採録されなかつた議場における短い発言や野次を拾いあげてゆくと、政府の超然主義的憲法解釈に対し最後の最後まで抵抗しつづけた正造の姿が浮びあがってくる。そして、第一議會において十二分に開陳することを許されなかつた独自の憲法解釈が、「憲法解義の独得」（⑨—264—267）なのである。

今、それを見てみると、正造が、「査定案」の立場は「予算審議権を超越せず」と明確に認識していたことがわかる。それを超越したというのは政府の「憲法の誤解」である。政府が、予算の変更によって法律の改正を必然化ならしむるのが憲法違反であるというなら、北海道釧路港特別輸出港に関する費用は、法案が提出される前に議会の協賛を求めたではないか。法律の改正が先であろうが、予算の議決が先にならうが、どちらでも良いのである。ただ、「法律を改正せず妄りに予算のみ変動を与ふるは甚だ害なり」。まして、政府が「議會より同意を需めらるゝの權利ありて」、議會に対し「責めを負ふの義務なしと云ふ明文なし、且道理なし」という。そして、六七条問題は未解決のままなので、「幾何年失敗するも」他年必ず回復するの時あるべし」と、今後の決意を表明している。

このように、田中正造が、先に指摘した政府「覆牒」の論理をここで徹底的に批判していることは一目瞭然である。かつ、政府が議会の議決に対し「責めを負ふの義務」を要求している点に、大きな特色がみられよう。政府の超然主義



的解釈とは反対の、人民（国会）の立場にたつ憲法解釈であった。

そして、第二議會を前に、改進黨の議員の中で模索されたのが、議會冒頭に信任投票を實行することであった。尾崎行雄は、『信任投票の原理』（一八九一年八月一〇日刊）を著し、田中正造も、高田早苗とのやりとりを「親任投票論<sup>(註)</sup>」<sup>(註)</sup>（⑨―267―273）としてまとめている。そこで正造は、「君主無責任大臣責任」の立憲制の原則を確認したあとで、「孰れの国とい、ども國家に責任を負はざるの良宰相ありや、良將ありや。若し大臣にして、某宰相にして、責めを國家に負はざるものあれば、之れ必ず暴政汚治なり、若しくは野蠻政府なり」<sup>(註)</sup>（⑨―270）と述べている。大臣が責任を負うべき対象を、天皇に対してではなく「國家」あるいは「國家人民」に対してであると考えていたことに注目すべきであろう。

正造の信任投票論は、こうした考え方を前提にしていた。だから、人民の代表たる議會から不信任をつきつけられた政府大臣は、当然辞任しなければならぬのである。大臣の任免権は天皇にあるが、天皇も、立憲政体の君主として「憲法上の徳義を守るべき義務」があるから、議會の不信任決議を尊重して「大臣を免黜」しなければならぬ、という。

「故に余は明言せんとす、今の政府は信用なし且つ責任を重せず、政党之に代て真誠に責任と興廢を共にし國家と安危を同ふするの政府を創立せざるべからざるなり。然らざれば憲法ありとい、ども死法に過ぎざるなり。憲法死法にして國家の活発を得んとす。木に魚を得るより危し。」<sup>(註)</sup>（⑨―271）

このように、正造にとって、憲法を活かす政治とは、政党内閣の樹立に他ならなかった。そのために、第二議會において信任投票という「武器」を用いて、「立法憲<sup>(註)</sup>を運用して内閣の辞職を余儀なくする」ことを主張していたのである。

また、あまり指摘されていないことであるが、第三議會において展開された憲法論も注目に値するものがある。紙幅の関係上、最も特徴的と思われる例を一つだけとりあげておこう。

それは、「岐阜愛知二県下震災救済河川堤防工事費明治二十四年度予算外支出ノ件」に關して、憲法第六九条に規定された予備費と、六四條第二項（「予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生ジタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」との關係をいかに解釈するか、という問題に對する見解である。政府の考えは、火急の場合には、予備費に限らず國庫剰余金であれ何であれ、とりあえず財源を求めて支出をしておいてから、そのあとで六四條第二項によつて議會の承認を求めれば良い、という解釈であつた。政府の広い行政裁量權を主張したものといえる。

松方首相は、議會の演説の中で、このような解釈を披瀝し、さらに、「政府ハ固ヨリ人民ノ生命財産ヲ保護スルノ義務ガアリマスデ、右申ス如ク危急ノ場合ニ於キマシテハ、國庫中相当ノ剰余金アリナガラ、人民ノ生命財産ノ危殆ナルヲ知リツ、空シク手ヲ束ヌル様ナ所為アルベキ筈デアリマセヌ」と、「人情」論をもちだして政府の所置の正当性を強調した。

それに対し、正造は、次のように發言している。

憲法ト云フモノハ政府ハ勝手ニ文字ヲ加へ、必要ノ非常ノ臨時ノト云フ文字ヲ加ヘテ解釈スレバソレハドウニデモナルノデアル、併シナガラ如何ニ大臣ト雖モ憲法ヲ即席ニ修正シテ解釈シテ、非常ノ臨時ノ必要ノト云フ三字ヲドコニ挟ムノデアルカ、何処ニ其意味ガアルカ(⑦—447)

濃尾大地震の被害にあつた人々のため臨機応變の処置を施して救済したいという「人情」論に對しても、正造は、かたくななまでに憲法の条文を嚴格に解釈することを主張している。それは、會計法第七條の、「避クベカラザル予算ノ不足ヲ補ヒ」、「予算外ニ生ジタル費用ニ宛ツル」ものという予備費の性格規定にたち、予備費外までの支出を六四條第二項によつて認めてしまつては、「財政紊乱ノ弊」をチェックできなくなつてしまふとの特別委員会の見解を支持する立場

からの発言であった。予算に関しては、政府の恣意的運用を認める前例を作りたくないという一心から、言いかえるならば、国会の予算議定権の確立を願えばこそその「こだわり」であったといえよう。

以上述べてきたことをまとめるならば、この時期の田中正造の憲法解釈をめぐる発言は、六七条を中心に、六四条・六八条・六九条など、いずれも予算審議権の問題をめぐる展開されていたことがわかる。そのことは、とりもなおさず、正造が、民権期に抱いた国会を中心とする立憲君主制の構想の実現を期して、政府をコントロールしうるだけの国会の地位の独立をめざして行動していたことを意味するであろう。その結果、天皇の大権事項である官制の改革にわたってもやむなしと認識していたのである。

このような、議員としてはあくまで「法」の立場を優先させるといふ正造の制限君主的天皇観ともいふべき思想的特質が、最も鮮明なかたちで発揮されたのは、第四議會における「和衷協同」の詔勅への批判であった。次に、この問題をとりあげてみよう。

「和衷協同」の詔勅は、一八九三年二月一〇日に出された。周知のように、第四議會においても、冒頭から、伊藤内閣の提出した軍艦建造費をめぐる、民力休養を求める民党との対立が激化していた。難局の打開をはかるために、政府は、天皇の権威を利用し、詔勅を以て中央突破を試みたのである。すなわち、軍艦建造費にあてるため、内廷費三〇万円を六カ年にわたって下付すること、そして、その期間中は官吏俸給を一割削減して上納することを天皇が命じたのであった。

詔勅が出されたあと、二月一三日に、島田三郎が緊急動議として、「政府ノ意向ヲ確ムルタメ特別委員選挙ノ決議案」を提出した。島田の動議は、詔勅を遵奉するために、行政整理のあり方、御手許金を国事に使用する手続、政府と議会の「和協」のあり方について政府と協議する必要がある、というものであった。これに対し、安部井磐根・大岡育造が反対意見を述べたあとに登壇したのが正造である。

正造は、国会開設以前に人民の多大の寄付で県庁舎や警察署などを作っている例を挙げ、天皇に対してこれほど「忠直ナル忠良ナル人民」が政府との「和協」を實踐してきたのに、選挙干渉以来、この伝統を政府が破ってしまったと指摘した。そして、「憲法第六十七条ハ紛議ノ因トスベキモノデハナイ、紛議ノ因タルベカラザルモノヲ以テ、紛議ノ因ヲシメタモノハ責孰ニ在ル」(⑦—154)と、第一議會以来の政府の強硬姿勢を鋭く批判したのである。

そのあと、賛成反対の演説が交々行われ、採択に付された結果、賛成多数で島田の緊急動議が可決され、特別委員に島田三郎・尾崎行雄・河野広中ら九名が選出された。二月一五日、委員長に互選された河野より、政府との交渉の経過が説明された。そして、予算案を組みかえて議會に再提出することになった。

再編成された予算案の審議は、二月二日に行われた。そこで、内廷費からの下付金や官吏俸給の削減分が「納付金」として処理されていたことをめぐって、高田早苗が、憲法第二七条の私有財産権の規定と、「大日本帝國憲法發布の上諭」の中の「財産ノ安全」という言葉を根拠に、手続違憲論を展開した。つまり、官吏の俸給は官吏の所有に属するものであるから、「勅令第五号ナル一片ノ勅令ヲ以テ之ヲ納付セシムルト云フガ如キハ、頗ル違憲ノ処置ト言ハナケレバナラヌ」と主張したのである。憲法違反を回避する方法は、俸給令の改正、あるいは俸給税法の新設など、きちんと法律改正の手続をふんで処理しなければならないのであった。

これに対し、三崎亀之助議員は、俸給が財産であることは認めるが、官吏は一般の人民と違い、「特別ナル地位ニ立チ特別ナル責務ヲ帯ビテ、天皇陛下ニ直ニ隸屬シテ居ル」身分であるから、「行政ノ長タル資格ヲ以テ発セラレタル」天皇の命令には従わなければならない、「民法主義」でいうならば高田の批判のように憲法第二七条違反といえようが、官吏の場合はそれに該当しない、と合憲論を展開した。

田中正造が発言したのは、この三崎の演説についてであった。そこで、正造は、官吏の減俸には二つの方法が考えられる、と指摘した。一つは、議會が出した減俸要求に対し政府が六七条にのっとり同意を与えて切り詰める方法であ

る。これは、第一議會以来、予算削減をめぐって民党硬派が主張してきた方法である。そして、もう一つは、「暴君」が「詔勅」を使って一方的に減俸することである、という。「日本ニハナイコトデアアルケレドモ」と前置きをし、慎重に言葉を選びつつも正造が主張したのは、もし「暴君ガアツテ此度ノ詔勅ノ如キモノヲ以テ」官吏の俸給を削減するならば、「憲法ノ効力ト云フモノハナクナツテ仕舞フ」ということであつた（⑦―157）。かりに例え話としても、これだけはっきりと詔勅を批判したことに他の議員は驚き、議場は騒然となつたのである。

この正造の発言に対し、三崎は、憲法第一〇条により詔勅による減俸は妥当であると反論した。三崎の意見を聞いた正造は、「憲法第十條ガ勅令デ左右スルヲ得ルト解スル人スラアルヨノ中ノ勅令ヲ出セバ予算ヲ破ルカラ憲法ヲ破ルカラ」（②―362）とメモしている。正造が、詔勅による減俸という異例の措置を、議會の予算審議権を蹂躪したものと受けとつたことは、想像に難くない。

### 三、天皇観の昂進と「直訴」

前節で明らかにしたように、初期議會期の田中正造の言動は、究極的に、政党内閣制の樹立という大目的に支配されたものであつた。そのため、国会の権限を定めた憲法の条項の解釈をめぐって政府を堂々と批判し、また、「和衷協同」の詔勅をも「一種変態の勅令」（②―203）と認識して、違憲論は天皇の絶対性をおかすものであると批判した三崎に対しても、勅令より憲法を尊重すべきであるという信念を曲げることはなかつた。正造の天皇観を考へる場合、こうした議會政治家としての特徴を、花崎氏や清水氏は、なぜもつと重視しないのだろうか。甚だ疑問である。

しかしながら、「和衷協同」の詔勅を画期に、彼の憲法論と天皇観に、少なくとも二つの大きな変化が現出してくることを見のがすわけにはいかない。本節では、そうした変化の内容を分析することからはじめて、一九〇一年の「直訴」まで述べてみたい。なぜこのような時期区分をするのか、その理由は、直訴にあらわれた正造の天皇観を分析するには

第四議會以後の天皇觀の変遷を全体的に把握する必要があると考えるからである。

「和衷協同」の詔勅が出される以前、正造が、コロンプスにたいするスペイン女帝の援助を引例して、まず大臣が「自腹を切つて」軍艦建造費を醸出したらどうかと主張していたことは、由井正臣氏の指摘する通りである。皮肉なことに、詔勅の内容は、正造が主張した方法にきわめて類似したものであつた。このことが、その後の言動に大きな足枷となつたであろうことは想像に難くない。また、六七条問題に關しても、彼が主張していたように、「憲法第六十七條二掲ケタル費目ハ既ニ正文ノ保障スル所ニ屬シ今ニ於テ紛議ノ因タルヘカラス」と詔勅は命じていた。この部分を正造がどのような気持ちで受けとめたか、具体的に史料に見出すことはできない。しかし、六七条問題が議会有利に決着するまでは何年でもとりあげると決意していた正造のことである。政府の超然主義的な解釈を正当とした詔勅の内容は、彼にとって非常に大きな衝撃ではなかつたらうか。そして、その衝撃の大きさが、その後の憲法問題の追求の仕方に、ある変化をもたらすことになつたと私は考えている。

それは、第二議會まで顯著にみられたような、予算審議權に關わる条文一つ一つの解釈をめぐつて抵抗するありようから、もつと広い憲法の精神というものを前面におしたてての抵抗への変化、とでもいえようか。たとえば、「立憲的とは帝國憲法規定の趣旨に適ふを云ひ、非立憲的とはこれに違ふを云ふは勿論なれども、これ狭義の意味に外ならず。広義の意味を以て立憲的といふは憲法規定の有無に拘らず總て憲法の精神に適ふをいひ、非立憲的とはこれに違ふを云ふなり。」(一八九四年四月二八日、⑨—388)という文章があげられるが、こうした考え方が明確にあらわれてくるのは第四議會以後のことである。もとより、当初から、個々の条文の解釈の前提として、「憲法の精神」を重視していたことであらう。しかし、それが明確な形で表面化したのが「和衷協同」の詔勅以後であることを、私は重視したい。そして、そこには、議會の争点の変化(民力休養から現行条約勵行へ)も多分に影響していたことだらう。

それが変化の第一とすれば、第二は、こうした議會の争点の変化や政府対民党という対立構圖の変動などに関連して

鋭角的に急浮上してきたものである。それは、天皇観の昂進とでも表現するしかない。

正造にとって、立憲制の採用は、「王室の尊崇」を増進することであった。また、「君主無責任大臣責任」という立憲君主制の原則に確信を抱いていたことも、先に指摘した通りである。こうした立憲君主制の捉え方のゆえに、「和衷協同」の詔勅に対する遠慮論が、そのままストレートに天皇批判には結びつかず、逆に天皇を政治的に利用した伊藤内閣に対する批判がエスカレートすることになる。第四議會以後、「古来王室を蔑にするは人民にあらず」(②―78)、「天皇大臣ドモノモノニアラス」(②―81)、「憲法一、二、三条ヲ見ヨ」(②―83、傍点原文)、あるいは「憲法的勤王」といった表現が史料に頻出するようになってくる。そうした中であって、「立憲君子の大権は大憲は素無制限のものに非ず」(②―143)という制限君主的天皇観もみられることが注目できるが、全体的にいえば天皇の神聖性を強調した文章の方がひどく目につく。そして、「国民ノカラ」と「憲法ノカラ」を以て「君側ヲ消ム。皇室ノ尊崇ヲ全フス」る「責任内閣」を樹立し、「新日本ヲ建造」することを、遊説の先々でさかんに強調するようになるのである。

こうした「君側ヲ消ム」という考え方が最初にあらわれるのは、たぶん、一八九四年五月一七日、第六議會における、大井憲太郎他九名の提出になる内閣弾劾上奏案の審議中のことであろう。この上奏案は、第五議會の相つぐ停会と解散、千鳥艦事件などをとりあげ、伊藤内閣の、「憲法ヲ輕視シ議會ヲ侮蔑」し、あるいは「陛下ノ尊号ヲ濫用」して「天威ヲ汚辱シ國權ヲ毀損」したにもかかわらず、「閣臣動モスレバ袞龍ノ御袖ニ隠レ以テ其責ヲ逃レントス」る政治姿勢を厳しく指摘したものであった。<sup>28</sup> 対外硬派に対しては、「六派不潔の会なるを悔るの日あらん」(③―366)というように、その「敵」を重視した連合の「不潔」さを指摘して一線を画そうとしていた正造であったが、天皇の政治的利用を糾弾する点では同一歩調をとっていた。第六議會の速記録に目を通すと、この上奏案の審議中、正造が、反対派議員の演説にさかんに野次をとばしていることがわかる。何か、精神的に異様なほど高揚している正造の姿が、目に浮ぶようである。そのときの野次の一つが、三崎亀之助の反対演説中の、「君側ノ賊ヲ斃スノデアル、掃フノデアル」というものであった。<sup>29</sup>

一八九六年までに「袞龍二隠レル」という表現は一〇回近くも登場する。このように、伊藤内閣は「君側ノ賊」を倒さねばならぬとの思いをつのらせていた。正造にとって、日清戦争の勝利とそれに続く三国干渉は、より一層憤激を増す方向に作用した。正造は、日清戦争の勝利を、軍人の働きによるものと同時に、「神聖無双の国体」と「陛下ノ御威徳」のたまものと認識していた。たとえば、次のようにである。

日本ノ兵の強きハ、新教育小学の力らなり。然れども古来ノ習慣日本魂ナルモノハ国家思想、鎖国思想と勤王との二元因ノ深く志氣ヲ熱シテ隣国ノ支那ニ勝てり。(中略) 日本ノ如ク天皇ハ神聖として善悪皆之れを敬するとハ天壤の差あり(⑨—602)

偏狭な一人のナシヨナリストの姿が、ここには見える。

戦争中、足尾鉾毒問題の追及を自主的にとりやめたのも、「挙国一致」の実をあげるためであった。そういう正造が、三国干渉の結果遼東半島の返還を余儀なくされたことを、「今古未曾有ノ大屈辱」(⑦—362)と受けとめたのは当然であった。そして、「前後反覆ノ詔勅」を出させて失敗を糊塗せんとした伊藤内閣に対する怒りが、さらに増幅していったのである。こうして、「伊藤を退けるときにハ、彼必ず宮内省逃込に相違なし。其時こそ防禦すべし」(⑨—578)と、近衛篤磨ら貴族院関係者、それに新聞「日本」グループなどを中心に計画された大がかりな宮内省改革の策動に加担するところまで行つたのである。一八九六年八月のことであった。

しかしながら、このようなところを知らぬかの如き天皇観の昂進も、一八九六年九月の渡良瀬川大洪水後、彼が鉾毒問題に専念するようになると、日記からきれいに消え失せてしまう。一八九七年の史料にも、「天皇」や「皇帝陛下」という言葉は、一、二を除き、ほとんど出てこない。正造にとって、鉾毒被害が広がり、その対策に奔走せざる



をえなくなつたことが、昂揚した天皇観の、一時的沈静をもたらしたといえよう。

だが、被害が深刻化するにつれ、再び同じような様相を呈しはじめるのである。

足尾鉍毒問題との関りで天皇観を見てゆくと、この時期になつてはじめて登場する一つの特色に気づかされる。それは、「皇帝陛下ノ臣民」という言葉の氾濫である。管見の限りでは、一八九七年三月二四日提出の「公益に有害の鉍業を停止せざる儀につき再質問書」の中に、「皇帝陛下ノ臣民」、「皇帝ノ臣民」と表現されているのが嚆矢である。しかし、質問演説の中では、こうした表現は用いられなかった。だが、まるで被害の深化と軌を一にするかのように、「皇帝陛下ノ臣民」が多用されるようになり、川俣事件のあつた一九〇〇年にはピークに達する。たとえば、「皇帝陛下ノ臣民ヲ警察官ガ殺スト云フコトヲ 皇帝陛下ノ御身ニ傷ケ奉ルコト且ツ己ノ身体ニ傷ケルノデアルト云フ、此道理」「大ナル天則」(⑧―279)というように。

このような、人民「天皇の赤子」観の強調と同時に、土地の荒廢に関する見解も注目できる。たとえば、「全国八十ヶ所此クノ如キコトアラバ日本全土焦土トナリ、人民ハ勿論陛下ノ御座モナキニ至ルノミ」(②―411)と、鉍毒による土地の荒廢が天皇の居場所をなくしてしまう、それでも良いのかと主張している。だから、古河は、「之れ皇帝陛下ノ國家統一ヲ妨害スル國賊デアル」(②―416、傍点原文)という。

こうした考えの背景をなすのは、国土も天皇のものであるという観念ではなからうか。土地・人民・法律が輕蔑され、その価値がかえりみられなくなつたことを正造は「亡國」と形容したが、そこには、「未ダ日本ニハ未ダ我國ニハ 天皇陛下ト云フモノガアルト云フコトヲ忘レナイテ貴ヒタイ」(⑧―362)と議會で演説するように、皇土皇民的考えの何がしかの投影が看取できるように思われる。

こうした、第二の天皇観の昂進ともいふべき現象が、議會演説・質問書・演説草稿・請願書・雜誌文章など、対外的に発表され、あるいはそれを前提に書かれた文章のみに見られる特徴であるならば、政府や古河を攻撃するための天皇

權威の強調、そのための修辭的な慣用表現と判断することも可能であろう。しかしながら、この時期にあつては、日記にもそうした類の文章が散見できるのである。二、三、例をあげてみよう。

○明君二代りてよめる此旧曆の正月、国家多事のさまを見て

○日出度やもかなしもしらぬ民くさの無邪氣を見ればいと、かなしき (⑩—554、傍点小松)

ここからは、当該時期における人民觀の限界と同時に、明らかな明治天皇Ⅱ「明君」イメージが読みとれる。田中正造の内面において、明治天皇との距離が著しくちぢまってきたことの証左であろう。

### 国家

政府ハ自ら毀つコトノ目ニ見へる今日之如き甚しきハなかるべし。殊更ニ自国を亡す国ハ稀れなり。神を信じて組織せる国なり。陛下を神奉せしためなり。(⑩—229)

憲法ナキトキハ帝ヲ敬スルコト神ノ如シ。今憲法出来テヨリ尊嚴ヲ失フコトアラバ奈何。憲法ハ古来以前ノ尊崇ヲ保タンタメナリ。人民ハ以前ニモナキ難有權利ト義務トノ區別ヲ判明ニシタリ。中央ノ政府ハ權限ヲ守ルニ過ギザルニ、今ヤ然ラズ。上下ヲ掠メテ中央独リ權威ヲ專ラニセリ。(⑩—230—231)

この両者に共通するのは、まず、立憲政治が機能しないまま亡国状況に立ち至ってしまったことへの、政治家としての深刻な反省であろう。自由民権期の分析で指摘しておいた、「上下中央ノ三權ヲ等フスベシ」という言葉を想起しても

らいたい。正造が理想とした立憲国家のあるべき姿とは隔絶してしまった現状、それが後者の末尾に象徴されている。彼の挫折感、失望感の深さが読みとれよう。

そして、こうした立憲政治の形骸化、それへの失望感が天皇に関連して述べられるとき、天皇の神聖性の強調となつて表われてくる。後者に見られるように、憲法が、天皇を「神ノ如シ」と崇敬してきた古来の「尊厳」を保つためのものであるという、これまでも指摘してきたような見解がその好例である。それと同時に、前者の史料にうかがえる、まさに神話的な国家形成観も注目できる。それは、花崎氏が指摘するように、国家を人為的所産とみる近代的国家観にはほど違い、この時点での限界を示すものであろう。

以上のように述べ来ると、この時期に、田中正造は、天皇の神聖性や絶対性を護符とする絶対君主的天皇観の所有者に、全面的に変つてしまったかのようなのである。はたして、そうであろうか。直訴を分析するためにも、ここで問題点を整理しておきたい。

第四議会以後の大きな特徴である天皇観の昂進の理由を考えたとき、まず念頭におかなければならないのは、この時期が、田中正造における思想的動揺期、転換期であつたということである。こうした思想的動揺は、予算審議権の確立を通して議会在政府をコントロールするという目標の喪失にはじまるものであろう。そのため、「責任内閣」の樹立を主張しはしても、その可能性を、対外硬派のような「主義」ではなく「数」による結合をもつて「君側の奸を攘う」的な方向にしか見出せなかつたがゆえに、結果的に天皇權威の強調に帰着してしまうという限界性をもたざるをえなかつた。そして、日清戦争に際してナショナルな意識が浮上し、それに足をすくわれたことが、彼の内面において、勤王論的な神話的な天皇観と国体像の肥大化をもたらしたのではなからうか。

そして、一八九六年秋の渡良瀬川大洪水後、鉾毒問題に専念する過程で、彼の思想に新たななる変化が生まれてくる。「非命の死者」への着目、生命・人権の貴重さの強調、自治の重要性の再認識、法律観・文明観などにおける価値の転

換、軍隊批判の萌芽など、その転換を裏付ける指標は数多く存在する。特に、一八九九年、一九〇〇年頃が一大転換期であったと私は考えているが、この同じ時期に、天皇観の昂進現象が最も集約的にあらわれているのである。

このように、正造の思想的変遷を全体的に把握したうえで考えるならば、この時期における天皇観の高揚は、基本的に、彼の思想的動揺・転換期に固有の異常な出現象であると理解できる。だから、このことのみをもつてして即座に絶対主義的天皇観の所有者に変わったと一般化することはできないであろう。

第二には、立憲政治への失望感が強まれば強まるほど、その裏返しとして、天皇の権威の強調に拍車がかかる、という関係である。これは、正造の立憲君主制の捉え方の本質にかかわる問題である。この点に関しては既に述べてきたので、改めて指摘することはしない。ただ、第一次大隈内閣の無惨な結末が、彼の立憲政治に対する失望を決定的に深めたことは事実であろう。しかし、失望しながらも、その一挙挽回を企図してとられた行動が議員歳費辞退であった、と私は考えている。それは、正造自身、「己人の徳義問題」でも「権利上の問題」でもなく、「国家的条理の問題」であると位置づけていたように、単なる議員個人々の「品位」、「徳義」の問題にとどまるものではなかった。まさに、日清戦後経営の基調として強行される軍拡増税路線への、国家財政膨脹のかげで人民や土地が犠牲にされてやまぬことへの、身の抵抗であった。だから、天皇に対する直訴と同等の、あるいはそれ以上の意味を与えられていた行動なのであり、国家人民に対する「第一の直訴的行動」と評しても言いすぎではないほどである。それだけに、その真意が人々に正確に伝わらなかつたことに、より深い挫折感を味わざるをえなかつた。天皇観の高揚がピークに達するのは、こうした歳費辞退という行動が、「失敗」に終わったことを痛感させられていた時期であることを、もつと重視すべきであろう。

第三には、鉅毒被害の深化にもかかわらず有効な国家的対応がなされぬことから、天皇の役割に対する期待が強まっ  
ていく側面である。おそらく、その決定的な画期は、「非命の死者」の視座の確立に見てとることができるよう思われ  
る。それも、一八九八年、九九年の頃である。特に、一八九九年三月六日の議員歳費値上げ反対演説と同じ日に提出さ

れた「第十三議會足尾銅山鉍毒事変再質問書」の中に、鉍毒被害による「人命生死」の調査結果が初めてもりこまれていたことに注目したい。「非命の死者」の多さに、正造は愕然としたことであろう。この年の九月一日付村山半宛の書簡に、「鉍毒問題は本年限りとせん」という意味深長な表現とともに、「死亡小児の仇討」という言葉が登場してくるのを見ると（⑮―73）、この時期に天皇に対する直訴の決意が固まってきたように思える。つまり、「非命」に倒れんとする被害民たちを一日も早く救済しなければ、という思いが堰を切ったように彼の心中に満ち溢れたとき、天皇の役割に対する期待が急速に膨れあがっていったと考えられるのである。

このように、田中正造の天皇観から直訴を照射してみると、その前提としておさえておかなければならないものとして、基本的に思想的動揺・転換期において、立憲政治に対する失望の深まりからと、鉍毒被害の深化を前に被害民の早急な救済を求める気持ちからとの、二つの流れから天皇観の昂進現象が極立って見られたことが指摘できる。その意味で、これまでのように直訴を鉍毒問題の側面からのみ捉えるのは誤りだと思う。それと同時に、立憲政治の機能回復＝憲法の蘇生という観点からも直訴を捉える必要があることを強調しておきたい。

先に私は、表面にあらわれた天皇の神聖性絶対性の強調、まるで憲法を超越する存在と認識しているかのような絶対君主的天皇観のみを一般化することはできないと指摘した。それは、直訴においてもあてはまることではなからうか。だから、この点を論証するため、思想的動揺・転換期という理由だけではやや説得力を欠くと思われるので、この時期においても制限君主的天皇観を確守していたことを直接的に示す史料を次に呈示しよう。一九〇〇年七月の日記からの引用である。

○約言憲法無視蹂躪 ○破壊

司法官八十条特例 天皇と雖ドモ

## 五十八条二項

## 二項 懲誠裁判二級審

刑法三十一条二項及三十二条 公権 重罪

三十三條 禁錮十一日以上(10—200)

非常にわかりにくい内容であるが、高野問題に関する叙述であることを念頭におけば、その意味は一目瞭然である。高野問題とは、一八九七年一〇月、当時台湾高等法院長であつた高野孟矩が、政府から一方的に非職を命ぜられた事件である。台湾統治をめぐつて軍と対立していた高野が、今度は、台湾總督府の汚職摘発に意欲を燃やしていると伝えられたのが非職の理由といふ。正造は、この高野問題を、足尾鉬毒問題と並ぶ憲法問題として大変に重視していた。

憲法第一〇条の天皇の官吏任免権の規定には、「但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル」という但書が付されている。一方、五八条には、「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラハコトナシノ懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」という部分がある。だから、正造が言わんとするのは、次のようではなからうか。官吏の任免権は天皇にあるが、裁判官の場合は、一〇条の「特例」にあたる五八条の規定が存在し、それによれば、官職の剝奪は、「重罪ノ刑ニ処セラレタル者」(刑法三二条)、「禁錮ニ処セラレタル者」(同三三條)など、刑法による実刑判決が出た場合にのみ許される。こうした憲法の規定を、官吏任免権をもつ「天皇と雖ドモ」勝手にふみにじることは許されない、と。ここに、私たちは、天皇観の昂進がピークに達した一九〇〇年段階にあつても、彼の制限君主的天皇観が一貫していたことを確認できる。

そうであるならば、彼が、直訴という憲法によらぬ行為を通して天皇に期待したことが、こうした制限君主的天皇観を自己否定してまでも、憲法を超越した絶対君主として直接政治に介入することであつたとは、まず考えられないので

はなかるうか。あくまで憲法の条規にのっとった、制限君主として可能な行動を要求したにすぎないと考えるのである。なぜ、このようなことを私は主張するのか。それは、歳費値上げ反対演説の二日後に行った質問演説の中の、次に引用する部分を重視するからである。一八九九年という年が直訴を考えるうえで非常に重要な意味を持っていることを、先に私は確認したばかりであるから、より一層注目する必要がある。

町村ハ町村制ノ法律ヲ容レル所ノ余地モ何モナイ、国家ノ義務モ何ンニモスルコトモ出来ナイ村ニナツテシマツタノデアアル、サウスレバ之ニ対スル所ノ特別勅令ヲ出スカ何カ致シテ、相当ナル処置ヲシナケレバナライノデアアル、（中略）又当年ノ議會ヲ俟タズシテ、勅令ヲ出セバ済ムコトデアアル、勅令ヲ出シテ是ガ永ク持ツ勅令デアゴザイマセヌガ（略）鉱毒ノ被害ハ年々継続シテ、後トカラヤツテ来ルノデアリマスカラ、勅令ヲ出シテ何トカソレヲ取締ツテ、永イモノヂヤナイ、其土地ニ今日ハ權利モナイ、財産モナイト云ツテモ、人民ハ居ルケレドモ、後ニハソコニ人民ガ居ラナクナツテシマフト云フ結果デアリマスカラ、勅令ヲ出シテモ、何ノ役ニ立タナクナルト云フコトハ、分ツテ居リマスケレドモ、先ヅ人民ノ居ル中ハ、是ニ対スル処分法ヲ出サナケレバナラヌト云フコトハ極ツテ居ル、之ヲ人ガ教ヘナイナラ格別、コチラカラ教ヘテ、ソレヲシナイト云フノハ、何タルコトデアアルカ（⑧—172）

伊藤の『憲法義解』によれば、「勅令」には、第八条に規定された「緊急勅令」と、第九条に規定された「行政命令」とがあると説明されている。ここで正造が要求している「特別勅令」とは、「行政命令」の中でも特に「独立命令」と表現されているもの、つまり、天皇は「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム」という部分に該当するものと考えられる。

そうした勅令を、ここではじめて正造が要求しているのである。鉱毒問題解決の方法として、勅令をもって被害民を

救済することを、「コチラカラ教ヘテ」やるのだ、と。議事速記録は天皇も目を通すものであることを、正造は十分意識していた。<sup>60</sup>それを念頭において、実は天皇に対して勅令發布を要求していたと考えられる。私は、「先づ人民ガ居ル中」という表現にこめられた正造の焦燥と切迫感を、痛いほど感じとることができる。そこに、「非命」に殞れんとする被害民の一日も早い救済を願えばこそ、天皇が勅令を以て救済措置を命じるよう期待せざるをえなくなった正造の位相を見るのである。

だが、天皇は詔勅を出さなかった。それを、正造は、「九重の雲深き辺りには斯くまでの事件も御上聞に達せず」(③—657)と判断したからこそ、「最後の手段」として直接訴えるという非常行動に出たのである。そして、「直訴状」において「帝国憲法及ビ法律ヲ正当ニ実行」(③—7)せしむることを天皇に要請しているように、被害民の救済を求めることが、同時に、憲法第二七条(私有財産権)や日本鉱業条例(鉱業停止条項)などの「正当」な実施を通じた憲法の蘇生、人權の保障、立憲政治の機能回復をはかることであつたことを、私は重視したい。そうしたことも含め、全体として、第九条による勅令発行と内閣員への督責という天皇の行為が期待されていたのではなからうか。

しかしながら、たとえ憲法に従うものとはいへ、天皇が勅令という形で現実政治に介入することは、立憲政治にとつて望ましいものではなかつたはずである。<sup>61</sup>木下尚江は、田中正造の「直訴」に大きな不快感を示した代表的な人物であるが、彼の見解は、「帝王に向て直訴するは、是れ一面に於て帝王の直接干渉を誘導する所以にして、是れ立憲國共通の原則に違反し、又た最も危険の事態とする所」というものであつた。木下が指摘するような危険性について、正造が全く無知であつたとは、初期議会期以来の彼の憲法観と、「和衷協同」の詔勅批判に典型的なように、政府が勅令を政治的に利用することを、あれほど厳しく批判してきた姿を分析してきた私には、どうしても考えられないのである。おそらく、立憲政治の機能回復を立憲君主制の根本原則に反した天皇の直接介入に求めざるをえないというディレンマに引き裂かれつつ、それでも「人民ガ居ル中」に一日も早く救済しなければならぬという使命感に突き動かされて決断した



行為が直訴ではなかつたのだから、直接天皇に訴えるという違憲行為を自ら行つたことと、立憲政治の根本原則を逸脱する危険性をあえて冒す行為であることの二点で、これまで憲法を行動原理としてきた自己を否定してしまふ意味を持つていたがゆえに、正造は、自ら進んで殺される必要があつたのである。<sup>87</sup>

#### 四、制限君主的天皇観の明確化と天皇批判の現出

直訴は、正造を遮ろうとした騎兵が落馬し正造もつまづいて転ぶという「不測」の事態により、失敗におつた。この世にあるべきはずではなかつた正造の直訴後の謹慎・沈黙は、思想的生命再生のための離伏期間であつたことを意味してしよう。それは同時に、天皇や政府の出方を息をこらして注視していたことでもあろう。そして、鉾番問題の局面が、河川改修と瀦水池計画（いわゆる谷中村問題）へねじまげられてゆく過程において、直訴前のような激しい天皇観は、量的にも質的にもみられなくなつてくる。正造が死をむかえるまでそうであつた。

そして、逆に、憲法第四条を重視する制限君主的天皇観が、はじめて明確な形で表現されたことを、私は重視したい。たとえば、一九〇七年九月二十九日付の野口春蔵・蓼沼丈吉宛書簡には、次のようにある。

又我国でハむかしより、りん言汗の如しと云ふ。天皇陛下の詔せられし事ハ汗の如しで、再び本二冊らぬなど、古るき国教のまゝをそのまゝ、進歩のないのです。今日の政治ハ憲法あり、憲法の四条ニハ天皇といゝども憲法の条目ニよりて行ふとありて、今のりん言ハ時として取消しも出来るほどニなつて居ります（<sup>17</sup>—118）

同内容の文章が、同じ年の一〇月三十一日付の三宅雄二郎宛書簡にもみられる。このように、これまで天皇に関して憲法の条項を引用する時には、第一条から第三条が強調されることが多く、制限君主的天皇観を第四条を引用して表明す

ることはなかつたのが、ここではつきりとそれを打ち出してきていることは、注目すべき変化といえよう。やはり、直訴の失敗によって、天皇に対する「幻想」が失われゆきつつあつたからではないだろうか。

このことに関連して、天皇や天皇制の思想的支柱に対する批判的言辭が少しずつ見られるようになったことも特筆に値しよう。この点は、これまでほとんど指摘されていないので、少し詳しく述べてみたい。

まず、一九〇四年四月五日付の大出喜平宛書簡の一部を引用する。

○静岡県下ニハ怪談多シ。宮内の御猟山林二十五万町アリ。以テ土民の蒔き付けたる粟稗を食荒すの猪鹿あれども、之れを殺す能わず。此山林ニ県税国税町村費を課するを得ず。且ツ森林伐木山荒洪水あり。偶々鹿一疋或る西洋人銃殺せりとの風聞ありしとき、宮内官吏ハ其取調ニ出張す。地方官大勢随従、郡衛警察戦々怖れ騒ぎて驚かんのみ。其費用合計五百円ノ騒ぎとなりたりと。其他ハ推智すべきのみ。(15—171)

これは、直接的に皇室を批判したものではない。しかし、「御猟山林」の存在が、いかに地方財政、地方人民の生活を圧迫しているかについて、批判の眼の形成を讀みとることができる。正造は、この書簡の最後の部分で、「乱世ニハ人類却て猪鹿よりも賤めらる。叫バざるを得ざるなり。」(15—173)と述べているが、そのとき、彼の脳裡には、魃毒被害民の悲惨な生活が浮んでいたのであるらう。そうであるならば、直訴後、特に谷中村問題にとりくむようになってから徐々に天皇や皇室に対する批判の眼が形成されつつあつたことを意味する史料といえる。

次に、一九〇九年一月二十九日の日記から、いささか長文にわたる引用をしてみる。

多大の村々を潰すハ、村潰し人殺しの名なり。毫も治水の義なし。谷中を亡すハ亡すなり。瀧水の名ニあらず。人

を殺せば人殺しなり。人を殺して治水と云ふべからず。国家のため、国家のためと唱へて、山林を盗ミ、洪水を出し、村を流し、村を潰し、古二なき大毒海の如きを造り以て窮民を造り多く人を殺す。国家のためと何を。敵国に對せば如何。日本陛下が日本臣民を遇する尚交戦中の敵国ニ對すると毛も區別なし。（⑩—384、傍点小松）

この史料は、様々な示唆を与えてくれる。一つは、「国家のため」という合言葉への重大な疑義の提出である。正造は、日清戦争に協力している間に鉱毒被害が深化してしまったことへの痛切な反省に基き、日露戦争の最中は、この戦争が政府と一部の特権資本家のための戦争であることを喝破し、非戦論を唱え、外の満州問題より内の谷中村問題の方が重大であることを叫びつづけた。にもかかわらず、戦争中、出征して壮丁不在のときに村を破られたことに、激しい怒りを感じていた。この時期、しばしば日露開戦の詔勅が引例されるのは、そうした政府の無道に対する憤りが根底にあるからである。谷中という地域の視座に徹することで、かつて日清戦争中に深く囚われ、戦勝の要因として高く賛美した「国家思想」、ナシヨナリズムというものの軛から、自らを解放することができたのである。先の史料は、このようにして、「国家のため」という掛け声にだまされなくなった正造の姿を浮彫りにしている。

二つには、被害民の処遇についての天皇批判である。「日本陛下が日本臣民を遇する尚交戦中の敵国ニ對すると毛も區別なし」という一文は、『田中正造全集』の中で唯一見出せる明快な天皇批判である。正造は、一九〇五年の段階で、「嗚呼、日露戦争中谷中よりも三十七人現役あり。其兵士の留守中二田宅を奪わずとも、せめては旅順の降参人位の取扱ハありても可然。（中略）谷中村民ハ今死したり。蹴らるも奪わる、も殺さる、も為す処をしらず。此死者ニ對する暴勢ハ恰も露都の暴政ニ同じ。」（⑩—371—372）という認識を示していた。谷中村民の処遇は、「旅順の降参人」以下で、ペテルブルグの「血の日曜日」事件で示した露国政府の暴圧と同じである、と把握していたのである。あるいは、谷中村問題は政府と人民との戦争であるとも表現していた。そうした谷中村民に対する、敵国人民と同じような、あるいは

それ以下の処遇に長年抱きつづけてきた忿懣が、ここではじめて「日本陛下」への批判となつて噴出したのであろう。さらに、五条の誓文についても、批判的な言及がはじめて見られる。一九一〇年二月一八日の日記で、「我田引水」について述べた部分に、「広く知識世界にもとめ、大ニ皇基を震起すとハ我田引水なり。豈独り皇基を振起せるのみならんや」(⑩—582—583)とある。その前後の文章から判断するに、皇基を振起するにしても、他を圧迫・排斥する仕方であり皇基のみの振起を図るのはよくない、という意味であらう。直訴後、「国体」という言葉を多用するようになった正造であるが、鉅毒問題を全人類的な問題と捉える視野の広がりとともに、「国体」「皇基」の独善性、偏狭性への批判の眼も形づくられるようになったのではなからうか。

そのことを良く表しているのが、一九二二年三月二四日の日記である。私は思う。この時期になると、正造は、「天則」に基づく「広き憲法」の新造を主張するようになっていたが、それに関連する文章である。

○人權亦法律より重シ。人權に合するハ法律ニあらずして天則ニあり。國の憲法ハ天則より出づ。只惜む、日本憲法ハ日本の天則に出しなり、宇宙の天則より出でたるニハあらざるなり。

然るに日本政治の組織ハ日本の國体保存を失わず。恰も家に家庭(マヤ)のある如シ。人々各戸の趣きを同ふせざる如し。之れ國の形勢位置風土のしからしむるなり。又誠ニ止むを得ざればなり。然れども之れ形ちなり。精神ニ於てハ萬國同一なり。(中略)天則人權を傷くるものハ精神を破るものなり。人にあらざるなり。(⑬—157)

ここに明らかなように、「天則」とは人權のことに他ならなかった。そして、憲法とは、「天則」―「宇宙の天則」―「人權に合するものでなければならぬ」というのである。しかし、残念なことに、「日本憲法ハ日本の天則に出しなり」と正造はいう。「日本の天則」とは、何を指しているのであろうか。

非常にわかりにくい文章ではあるが、次の段落で「国体」のことが述べられているので、「日本の天則」とは「国体」のことを意味していると考えるのが妥当であろう。そして、「国体」の存在も、「誠二止むを得ざ」るものと述べているように、それほど積極的な評価を与えてはいない。むしろ、「国体」を「形」と位置づけ、それよりは普遍的な「精神」を重視すべきであると主張している。つまり、「日本憲法」「日本の天則」「国体」「形」よりも、「広き憲法」「宇宙の天則」「人権」「精神」の重視、ということであろう。ここに、「人権」を「国体」よりもはるかに貴重なものとして明言するにいたった、正造の人権意識の一つの到達点が看取できる。第四議會以後、「広義の憲法」を軸に、憲法の「精神」を前面に押し立てて闡うようになった正造であったが、そうした闡いのはてに、明治憲法を、「日本の天則」に出て「宇宙の天則」によるものではないと否定的に評さざるを得なかったことを、私たちはもっと重視すべきではなからうか。それ以外にも、「忠」が君主の独占物でないことの指摘や、「大和魂」に対する批判的言及も目につくようになる。これらの史料と、一九一二年八月一日の、「星霜已二十一ヶ年、聖代ノ世ト云フ表面ヲ飾リテ、悪魔ノ実地ハ人民水攻、田畑奪取ノタメニ人民放逐ナリ。」(⑩—18—19、傍点小松)という認識とを考えあわせてみよう。すると、正造が、明治天皇を中心とする大日本帝国の「栄光」にからめとられていなかっただばかりか、「国体」や「忠」や「大和魂」などをキイワードに一九一〇年前後に特に顕著に打ち出されてくる天皇制家族国家イデオロギーに対しても、一定の批判的な観点を保持していたことがわかるであろう。

以上のように、私は、直訴からその死にいたるまでの田中正造の天皇観の基本的特徴を、制限君主的天皇観の明確化と、天皇および天皇制家族国家イデオロギーに対する批判的言及の登場に見るものである。しかしながら、第一節で指摘した残る二つの特徴も、直訴前ほどではないが確かに散見する。その中で、制限君主的天皇観との関係上、どうしても検討しておかねばならないものがいくつか存在する。その大きなものの一つが、一九〇八年一〇月の戊申詔書の発布に際し、その趣旨をよく守るようにと残留民に指示していることや、明治天皇の病氣見舞を出すように指示しているこ

とであり、もう一つが、『新編日本史』に引用されたような「三条 神聖ハ人民モ神聖ナルが故ナリ」という考え方の存在である。

まず、第一の点から私見を述べてみたい。結論から先にいえば、この問題は、田中正造の人民観に関することである。日露戦後の思想的流動を前に、「世態ハ非常ニ悪化シテ至尊ノ御威光ノ外ニハ一モ頼ルベキモノナキ」と、半ば泣き落しの形で他の閣員の反対を押しきり、戊申詔書を發布させたのは平田東助内相である。地方改良運動、報徳社運動など、日露戦後の新たな国民統合政策を積極的に推進した主役の一人であった。そういう平田を、正造が「善」人と認識して一定の評価を与えていたことは事実である。しかし、正造は、地方改良運動に対する批判の眼も持っていたし、なによりも重視しなければならないのは、戊申詔書の遵守を強調しているのは谷中残留民あての書簡の中だけに見られることである、という点だ。逸見斧吉や木下尚江などは、正造の最も親しい同志であり、たくさんの手紙をこの時期に差し出しているが、その文面には「戊申詔書」という文字は全然見出せない。また、明治天皇の病氣見舞の指示や、その大葬の際に島田宗三の前でとった行動は、日記にみられる非常に淡々とした記述とは、かなりの差異を感じさせるものである。

こうした特徴は、わりあい以前からみられる。そうであるならば、直訴前の天皇權威の強調も少し割引て考える必要が出てくるが、それはさておき、その特徴が意味するものは、おそらく次のようではないだろうか。すなわち、正造が谷中残留民に対して、「死すまで」國家の義務を尽し、どこまでも忠良な「臣民」として運動することを要求することによって、逆に國家の非道をあぶり出す意図を持っていた、と。

極言すれば、天皇制支配下の日本人民が、政治主体として自己形成する際の本質に関する問題でもあろう。残留民の天皇観は、たとえば、高田仙次郎が、自分の土地家屋が公益のために本来に必要なならば無償で「天皇陛下ニ献上すべし」と述べていたことに推測できるだろう。そして、「加害者なる銅山党」の側も、瀧水池計画の妥当性を宣伝するに、「江戸

川二増水せしめバ、東京ニ水入りて天皇陛下の玉座を汚さん云々(⑫―117)などと、天皇の權威を持ち出すことで残留民の權利意識を眠りこまそうという作戦に出ているのである。だから、内心では「国体」に対する批判的傾向が萌生しつつも、運動の面においては、残留民の天皇觀を權利意識の覚醒につながる方向へうまく引き出して誘導するとともに、他からの批判を未然に防止する意味からも、忠良なる「臣民」の運動という側面を意図的に強調しようとしていたのだと私は考えるのである。また、そのための指示であった、と。

第二の問題については、同じく「神聖」といつても、天皇と人民とのどちらにより強く比重がおかれていたかを考えなければならぬ。そこで、この文章が書かれた前後を探ってみると、たとえば、その一月前の一九〇九年三月の日記に、「憲法ハ神聖ナリト云フコトヲ解セバ可ナリ。之ヲ神聖トセザレバ憲法ナク国家ナキニシカズ。已ニ神聖ナリ。臣民權利義務ノ神聖。神聖ニシテ侵スベカラザルコトヲ期セザルヲ得ズ。」(⑪―170)とあるのに気づくだろう。そして、先に紹介した「日本陛下」批判の記述が一二月に出てくる。また、翌年一月二五日の陳情書草稿には、「納稅兵役の人民は憲法上神聖の臣民なり、輕蔑すべからず、侮る可らず、犯す可らず」(④―400)とある。このように、その前後を含めて全体的に検討してみると、正造が主張していることは、天皇の神聖性を強調することではなく、人民の「權利義務」の神聖さのほうであったことが一目瞭然だろう。むしろ、天皇は神聖だ神聖だと世間ではいうけれど、人民のほうがかつと神聖だ、というのが正造の真意ではなかったらうか。

そのように解釈するのも、次の史料に注目するからである。「我々ノ納稅金ハ上ミ皇室ノ定額金及官吏及議員ノ歳費俸給ヨリ地方大小ノ官議両職ヲ合セ養フモノナリ。納稅ハ右等ノ資本ナリ。」(⑤―108)。ここには、役人や議員のみならず、皇室も「我々ノ納稅金」で「養」っているのだ、という考えが明快に述べられている。だからこそ、天皇の下賜金がありがたいのは、それを天皇が下賜したからではなく、「モト租稅ヲ出デ」たからなのである(⑫―197)。

そうした視点で他の史料を読んでいくと、「一視同仁」を強調するそのかげで、「一視同仁」でない天皇に対する不満め

いた気持ちも垣間見られる。たとえば、「日本盲啞学校全国五十四校ヨリ、其内天皇陛下ヨリ御褒美アリシハ二ヶ所、二ヶ所金百円ツ、ヲ茨城ノ盲啞学校ト同時ニ頂キタリ。此、二校ノ、御譽メ、アリマシタ。」(12—621、傍点小松)とか、「谷中扱。すいめし。外国よりの水害慈善金下付金なし。天皇の御枕ら金の下附なし。」(12—635)といった指摘。さらには、「御下賜 一戸十九銭五厘 有志ノ義捐 一戸八十三銭」(12—68)というように、民間有志の義捐金に比べ天皇の下賜金の少なさをわざと際立たせるかのように並べている叙述もある。

だが、これだけで判断すると、天皇の恩恵に対する感謝を前提として、その不平等さや金額の少なさのみに不満を抱いているようにも読める。しかし、次の恩賜財団済生会に対する痛烈な批判を読めばよい。

○ 済生五百万円ハ或ハ窮民撲滅ノ費ト化セザレバ幸ヘナリ。谷中村ハ堤防費ヲ以テ村民ノ財産ヲ掠奪セシ实例スラアリ。之レヲ鑑ミバ、済生ノ名ハ変ジテ殺生的コトナキヲ期サン。汝チガ造クレル困窮民ハ汝ガ之ヲ濟フ当然(12—409)

実に痛快ではないか。済生会設立のために一五〇万円を下賜したときの天皇の勅語には、「無告ノ窮民ニシテ医薬給セス天寿ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施薬救療以テ済生ノ道ヲ弘メムトス」とある。それを比較して読めば、「汝チガ造クレル困窮民ハ汝ガ之ヲ濟フ当然」という認識を正造が抱いていたことの意義は、さらに明確なものとなる。だから、天皇の下賜金に対する彼の不満は、天皇の恩恵を乞い願うという気持ちから出たものではない。もともとは人民が払った租税であるということを前提に、平等な恩恵を受けることがむしろ当然の権利であるといわんばかりの発想に由来したものである。

これらは、いずれも一九一一年の日記に出てくるものである。近代史上においては、恩賜財団済生会に代表されるように、大逆事件以後、特に、こうした天皇の慈愛の深さをイメージづけるような施策がより多くとられてゆく。つまり



天皇制家族国家観と表裏一体をなす国民統合政策の一環なのである。その同じ時期に田中正造がこうした見解を示していることは、田中正造研究者ならずとも一様に注目してしかるべきものである。

この時期の天皇観を考えるうえで、以上述べてきたことを無視してはならないと思う。そうすれば、たとえば、「大王と谷中人民二千五百年以上」(①—72)という日記の記述も、天然地勢によって連綿と続いてきた谷中村に居住する人民の尊さを強調することに力点がおかれていたことがわかるだろう。よしや万世一系の天皇という神話的歴史観が前提にあつたとしても、そのみの特筆することはできないはずである。

しかしながら、前述のような天皇に対する批判・不満の表現は、明治天皇に「有徳者」であることを心から期待するがゆえの、儒教的君主観の反映である、という解釈も成り立たないわけではない。そして、こうした見解を裏付ける史料も、わずかではあるが存在する。その一つが、「耕地而食、穿井而飲、悠々自適、以安其処、樂其生、帝力何在我。天爵天皇」(①—172)という文章である。<sup>43)</sup>

この文章は、田中正造が、その晩年に抱いた理想社会イメージを仮託したものであると考えられる。その理想社会とは、小国主義的平和国家構想の根底をなす、「天来の已得権」としての「自治」に立脚したものであつた。正造において、自治社会とは、上下貴賤の別なく、強弱貧富の差のない、自然と共生し「天産」をわかちあう、そういった人民の「公共協力相愛の生活」を基盤とするものであつた。<sup>44)</sup>この時期に、正造が、しばしば孟子の「惻隱の情」を引用しているのは、その証拠の一つであろう。それが、中国古代の「鼓腹擊壤」の理想社会をうたった古詩を引用することで表現されたものと思われる。

これまで私は、この文章を、「帝力何在我」という部分を重視するあまりに、石川三四郎が「土民生活」を通して強調せんとしたような、一切の権力を否定した、つまり天皇の権力も否定した無政府主義的心情をうたったものであろうと解釈してきた。<sup>45)</sup>しかしながら、その末尾に、原典にはない「天爵天皇」の四文字がつけ加えられていることを、やはり

無視することはできない。

「聖壤歌」の本来の意味は、帝王が存在し、客観的にみれば帝王に支配されているにもかかわらず、その支配を支配と感じさせないほどに民生が安定し、人民が幸福に暮している、そんな状態をうたつたものといわれている。とするならば、そうした人民にとつての理想社会であるためには、「天爵天皇」でなければならぬ、統治者としての天皇はあくまで高い徳が自然に備つた存在でなければならぬ、と正造が考えていたことを推測させる史料ということがができる。

しかし、そうした解釈を前提にしてもなお、私は、「天爵天皇」がわざわざ付け加えられたことのなかに、現実にはそうでない天皇に対する批判的意味がこめられていたのではないかと考えている。この文章と同じ時期に第四条的天皇観が明確に表明されていることや、「日本陛下」批判が現出していることなどを考えあわせれば、それが、あながち不当な解釈とはいえないのではなからうか。

たしかに、そこにおいて天皇の存在は否定されてはいない。そのことが、天皇および天皇制に対する根源的な批判を不可能にしたことも事実であろう。また、キリスト教に接近した結果、「人類」の視座から天皇の存在を相対化するような視点の萌芽を感じさせる史料もみられないではないが、基本的な汎神論的な考えを持つ正造は、天皇と絶対的に矛盾する唯一絶対神という認識を確立するにはいたらなかったようである。しかしながら、私は、直訴後、特に一九〇七年前後より顕著化する天皇への批判的言及は、遠山茂樹氏、鹿野政直氏、あるいは由井正臣氏が指摘しているような実質的な人民主権論の深まりを明示するものであらうと考えている。だから、一九〇八・九年頃に憲法第九条を引用するところが多くなること、また、死の直前において「大日本帝國憲法発布の上諭」の一節の引用——特に「朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス」の部分——が多くみられることも、全体的に把握するならば、天皇への期待が凝縮した表現とは考えられないのである。

## おわりに

田中正造の天皇観の根底に、幕末維新期に形成された勤王論的な神話的天皇観と儒教的君主観が存在し、それが生涯一貫してみられることは事実である。しかし、正造の天皇観の核心をそこに求めることは誤りである。近代立憲制にあつては、天皇といえども憲法の条規にのっとりて行動しなければならぬ、そのことが逆に天皇への尊敬を増すことであるという、明確な制限君主的天皇観を抱き、それに従つて行動してきたことにこそ、その最大の特色を見出すべきなのである。自由民権期以来、議員として「憲法」の立場に徹することを通じて、天皇の統治者としての権限が憲法をも超越する「絶対不可侵」のものであるとする絶対主義的天皇観に敢然と抵抗してきたことは、本稿の分析で明らかである。田中正造の場合、その初発において勤王論的な天皇観の影響を強く受けたとみられるだけに、それだけ逆に、こうした制限君主的天皇観を確守しつづけたことの意味は非常に大きいといわねばなるまい。そして、そうした原則は天皇観が最も昂進した一九〇〇年前後にあつても、明確に把握されていたのである。

だから、東海林氏が理解するように、天皇の存在を否定していたのでもなければ、花崎氏や清水氏のように、天皇に対する人格的忠誠心の強さや天皇主権を所与のものとして受けとめた熱烈な天皇主義者としての側面のみを強調するのにも誤りである。また、高校日本史教科書のように、直訴というセンセーショナルな行動のみを特記するのも、田中正造の天皇観の本質を見誤らせてしまう危険性の方が大きい。まして、『新編日本史』のような記述が妥当性を欠くものであることは、一目瞭然であろう。

正造が、死ぬまで天皇の存在を否定していなかったことは事実である。大本教の開祖出口なおのように天皇の「じんびき」(陣引退陣)を要求するような想念を暖めていたわけではないし、木下尚江や幸徳秋水のように天皇の存在を否定する思想を打ち立てたわけでもない。それを正造の限界と評するのは自由である。しかし、正造が生をおえるその時

期に、美濃部達吉と上杉慎吉らとの間に天皇機関説論争が行われていることや、大正デモクラシーが基本的に美濃部のような立憲主義的憲法解釈の上に開花したものであることを考えるならば、正造が、自由民権期以来制限君主的な天皇観を持ちつづけ、その晩年においては、明治憲法の限界性を指摘し、天皇に対する一定の批判的言及を行っていたことの先駆的意義が、あらためて確認できるのではないだろうか。<sup>440</sup>

本稿において私が分析したことは、「政治概念としての天皇」に関することであって、「文化概念としての天皇」についての分析も加味しなければ、正造の天皇観の総体を捉えられないのではないかと、といった批判が当然予測される。私も以前は、和辻哲郎や津田左右吉的な、天皇を支配者権力者（政治的存在）として捉えない、というよりも認めようとならない天皇観に、田中正造も、根底の部分で共通するものがあるように考えていた。<sup>441</sup> 橋川文三は、かつて、「美の論理と政治の論理」をあらわし、こうした「文化概念としての天皇」観の原型が幕末維新期の国学者たちに求められると指摘したが、<sup>60</sup> 正造も、そうした国学者たちの尊王論の影響を受けて天皇観を形成してきたと考えられるだけに、この問題を無視できないのは、私もよく承知している。

しかし、私は、宮地正人氏の、「歴史学としては、何よりもまず国家・支配・政治の問題として朝廷・天皇の問題を取りあつかわなければならない。ここでは文化は日本的な意味でのまさに政治であり、文化そのものが極めて政治的に機能させられる、換言すれば『政治文化』とでもいうるものなのです。」<sup>61</sup> という指摘と分析視角を、大切にしたいと考えている。だから、明治憲法の下における政治過程の中で田中正造の天皇観を分析することを、第一の、そして最大の課題に設定してきたわけである。その結果打ち出した、第四条を機軸とする制限君主的天皇観に正造の天皇観の最大の特徴があるという結論は、今後も基本的に譲るつもりはない。

ただ、先の「文化概念としての天皇」観に関する問題をいくつか残してしまったのも事実である。それは、直訴後、谷中村問題にとりくむなかで深められてゆく自然観、自然との共生を求める思想と、おそらくは、農民としての出自と

「百姓」としての自己認識に由来し、文明批判の顕著化と表裏一体の形で強まってくる「農」の思想（「農本主義」的思想）と天皇観の問題、などである。

私は、田中正造の自然との共生をめざす思想を非常に高く評価するものであるが、最近、それだけではすまされないことを痛感させられた。それは、戦時中に発行された文部省編纂の『国史概説』——これは皇国史観的「国史」像の典型といわれている——に、日本人の自然観の特徴として、次のように述べられていることを知ったからでもある。

神々や国民と共に国土・山川草木等の一切をも天神が生み給ふたものであるといふ神代の伝承の示す如く、我が国民の伝統的精神は自然に対して崇高なるものを感じつゝ、自然と親和し、これと共に生きんとすることにある。

（中略）外国に於ては敢へて自然に抗し、或はこれを怖れる傾向があり、そのために空想的な自然観や、怪奇に興じ、残忍を辞せざる性質を導いてゐるが、我が国民はこれと異なり、自然に親しみ、自然と一体となつて生きんとするものである。<sup>59</sup>

ここに明らかのように、日本の「伝統的精神」の優越性の顕現としての自然観が、日本神話の伝承に由来するものとされ、そのことによつて「万世一系」の天皇に結びつけられていたのが戦前の特徴といえる。戦後、自然と天皇との結びつきが切り離されたようではあるが、自然と共に生きんとするのが「日本の自然観」であるという考えは、いまだに根強い。だが、本質的には、椎名重明氏が指摘するように、「日本（東洋）的自然観」と「西洋的自然観」との対立なのでなくして、「資本主義的な自然認識」と「資本主義をこえる資本主義批判の視点からする自然認識」との対立と捉えるべきものである。<sup>60</sup>しかし、現在の日本社会においては、資本主義的文明の発展によつて破壊の危機にさらされている環境、緑、生物など、いわゆる生態系の問題に対する関心が高まる一方で、あたかもそうした矛盾を隠蔽し、とりこ

もうとするかのように、天皇や皇族の各地の植樹祭や緑化フェスティバルへの出席が露骨に推進されている。まるで、天皇「緑の国土」(「豊原瑞穂國」)の主幸者というイメージを焼きつけんとするかのような動きを前にすると、私はいまだに「日本の自然観」対「西洋的自然観」という文学的発想が根強く存在する「国民的合意」のされ方と、一部のエコロジー運動のありように対し、ある種の危惧の念を覚えざるをえないのである。

そうした日本精神論・日本文化論的と形容すべき「自然観」は、今後、ソフトな国民統合路線の「武器」としての役割を、より強く担わされてゆくことだろう。だから、田中正造の普遍的人権意識の確かさと国境を超える人道博愛精神の存在とに全幅の信頼をおきつつも、その自然観、「農」の思想、あるいは汎神論的な宗教意識などに、神話的天皇観に収斂されてしまうような側面がみられるかどうか、慎重にして細心の分析が必要であることを、今後の自分の課題として明記しておきたい。

註

(1) 『新編日本史』、一九一頁。

(2) このことに関連して、少年少女むけ伝記に描かれている田中正造像が、おしなべて熱烈な天皇崇拜者に描かれていることに、私は大きな不満を持っている。とともに、そうした正造像が、直隷中心の高校日本史教科書の記載によって、さらに増幅される危険性があることを見すこすわけにはいかない。少年少女むけの伝記の中では、北川幸比古「田中正造」さ・え・ら書房、一九八四年)に特に顕著である。

(3) 『世界』第四六一号、一九八四年四月、三四二―三四三頁。

(4) 清水「田中正造」『言論は日本を動かす』第九卷「文明を批評する」所収、講談社、一九八六年八月)。

(5) 出流山萃兵事件に関しては、高木俊輔『明治維新草莽運動史』(勁草書房、一九七四年)、長谷川伸『相楽総三とその同志』(中公文庫版、一九八一年)などが詳しい。

(6) 菅江舜二郎「竜の星座 内藤湖南のアジア的生涯」(中公文庫、一九八〇年)参照。

(7) 同前書によれば、内藤が、勸王家でありながら、南部藩の大館攻撃にいきんで従軍したことが述べられている。大館は、勸王派である佐竹藩の分藩であった。

- (8) 拙稿「田中正造における自治思想の展開」(『民衆史研究』第二六号、一九八四年五月)。
- (9) 孟子と日本思想の問題については、野口武彦「王道と革命の間」(筑摩書房、一九八六年)が刺激的で示唆に富む。
- (10) 日向康「田中正造ノート」(田畑書店、一九八一年)も、「この拳兵に参加しなかったところに、正造の生き方の特質がよくあらわれていると思う」(四六頁)と述べている。
- (11) 残された史料から直接的に論証することはできないが、正造が青少年時代にかなり熱心に信奉していたとみられる富士講の、独特な天皇観(天皇は、天災や凶作の被害を回避して万民を護るといふ「天子の固有の役目」を果す限りにおいて尊重されるという、非常に機能主義的な考え方)の影響の有無についても、今後、検討を必要とするであろう。この点については、宮崎ふみ子「新宗教における天皇崇拜の形成——不二道の場合を中心として」(丸山照雄編「新版天皇制と宗教」所収、亜紀書房、一九八五年)が、大変参考になる。
- (12) 猪飼「自由民権運動と天皇制」(自由民権百年全国集会実行委員会編「自由民権運動と現代」所収、三省堂、一九八五年)四二二頁。
- (13) 遠山「自由民権思想と共和制」同「自由民権と現代」所収、筑摩書房、一九八五年)参照。
- (14) 「尊敬の念」とともに、明治天皇と誕生日が同じであったことよりくるある種の親近感を抱いていたように推測できる。たとえば、一九一一年一月三日の日記に、「天長節なりと祝す。正造の生れ日ハ此天長節ニ当りて、全国赤飯を拵へて祝ふ」(12—549)とあるような、非常に滑稽な記述がそのことを示している。
- (15) 中節社においても、憲法案の検討作業などと同時に、「皇朝学」が購じられていた。
- (16) 「官制は議員の口を辯する器具に非ず」、「立憲自由新聞」一八九一年一月二十六日(『中江兆民全集』第二二卷、一九六〇七頁)。なお、この点に関し一言しておきたいのは、村瀬伸一「第一議會と自由党」(『史学雑誌』第九五編第二号、一九八六年二月)で示された新見解である。氏は、兆民が、硬派ではなく「帝國ホテル派」中軟派に属し「て政府との妥協の道を模索しており、その辞職にあたって「無血虫の陳列場」という悪罵を投げつけたことを、彼の憤懣は、妥協そのものだけに向けられたものではなく、彼自身が留て模索した妥協を他者に横取りされた事実をも対象としていたと推測される。」などと評している。そこで氏が論拠としているのが、帝國ホテルの会合に出席したという一事と、「自由新聞」一八九〇年二月三日に掲載した文章の一、二行である。「査定案」をめぐる実際に衆議院の議事が紛糾を重ねていた時期に、兆民が、「立憲自由新聞」紙上で重ねて主張していたことを一切無視し、帝國ホテルの会合に出席したという点を重視するあまり(立憲自由新聞の主筆の資格で出席したとしても何の不思議もない)それを裏付けるかのような記述をわざわざ前年の一二月に書かれた論説から都合の良い部分だけ一、二行引用して、それであらう結論を出してよしとする姿勢は、私にいわせれば、「論証」ではなくしてこじつけにすぎない。
- (17) 中江兆民「天野若内氏の緊急動議に就て」、同前「一八九一年二月二〇日」(同前二五七頁)。
- (18) 同前。
- (19) 予算特別委員田中源太郎の高木正年の質問に対する答弁(『第一回帝國議會衆議院議事速記録』、九二一頁)。
- (20) 「政府万歳、議會万歳」、「立憲自由新聞」一八九一年二月二十八日(『中江兆民全集』第二二卷、二七〇頁)。
- (21) 「第一回帝國議會衆議院議事速記録」九二八頁。
- (22) 同前、九三〇頁。

- 23 同前、一〇二一頁。
- 24 復刻版「帝國議會衆議院議事速記録」第四卷（東京大学出版会、一九七九年）四四四頁。
- 25 「第四帝國議會衆議院議事速記録」九四七―九五〇頁。
- 26 同前、九五〇頁。
- 27 由井「田中正造（岩波新書、一九八四年）一〇七頁。もつとも、「和衷協同」の昭勅の発想は、坂野潤治氏が指摘しているように、一八九二年六月の井上毅の上奏文に求めるのが自然であろう（『明治憲法体制の確立』東京大学出版会、一九七二年、九二―三頁）。
- 28 復刻版「帝國議會衆議院議事速記録」第七卷（東京大学出版会、一九七九年）二五頁。
- 29 同前、三六頁。
- 30 この「皇帝陛下」という呼称について、東海林氏は、前掲「救現」所収論稿において、「田中正造は議會演説の中で天皇を皇帝陛下と呼び換えている」、「ですからその中にこめられている彼の批判はますます痛烈になる」というように評価している。対象は異なるが、植木枝盛の憲法草案を分析した家永三郎氏が、そこで正式な名称として「皇帝」が採用されていることに着目し、「皇帝の地位はこの憲法によって新に定められたものであり、皇祖皇宗以来の神聖な伝統的權威による基礎づけがまったく抹殺されている」点にその意図があつたのではないかと推測していたことを想起させる（『植木枝盛研究』岩波書店、一九六〇年、三二―三頁。これと同じことが正造にもあてはまるならば、「皇帝」という言葉を使用することで終始一貫しているとか、少なくとも憲法に関して発言している時には「皇帝」のみを使用しているとか、一定の基準に従って秘密に使い分けがなされているかどうかを論証する必要があろう。その視角から検討しても秘密を使い分けがなされているとは考えられないから、正造も、当時一般的に使われることが多かった「皇帝」を使ったにすぎないと考えられる。
- 31 鹿野政直「民権以後」（『東国民衆史』第二号、一九八五年六月）および拙稿「日本近代思想史と田中正造——「非命の死者」の視座から」（『熊本歴史科学研究会会報』第二号、一九八六年三月）参照のこと。
- 32 「田中正造全集」第一〇巻「解題」参照。正造自身は、台湾高等法院長高野孟矩ト云ヘル精神家あり。四ヶ年前台湾の諸官吏取賄を専らとし、本國全体の大汚辱にも至り候のみならず、土匪ハ之等悪弊のため幾層悪感情を高め、ますく本島に背き反旗日々絶へざるのとき、高野氏憤然台湾の知事、郡長等を多く獄ニ投ジ將に判決を下さんとす。然るに此取賄賂の連累者ハ本島の遠き此東京の内閣の方までも影響せるを以て、時の閣議ハ憲法を破壊毀損して、無罪の高野氏を免職せしめたるハ容易ならぬ國家の問題たり。（⑭―133）と認識していた。
- 33 だから、この史料をもって「天皇は最高の刑法に値する罪人だ」と正造が考えていたと主張する東海林氏の前掲「救現」における見解は、明白に史料の読み違いである。
- 34 たとえば、一九〇〇年二月十七日の有名な「亡國」質問演説の中で、「此速記録ト云フモノガ 皇帝陛下ノ御覧ニナライモノデアレバ、思フサマキタナイ辞ヲ以テ罵倒シ、存分ヒドイ罵リヤウモアルノデアアルガ、勘弁ニ勘弁ヲ加ヘテ置クデアアル」（⑧―280）と述べていることなどが、その証拠である。そして、この演説の中でも「勅令ヲ出ヌ」ことを要求している（⑥―268）。
- 35 絶対主義的憲法解釈の代表者上杉慎吉は、憲法第九条に関して、「独立命令」という考え方を批判し、「独立と云ふのは、行政権は本来田中正造における憲法と天皇（小松）



立法権に隷属するものなることを前提として、行政権がこれと独立に発する命令であると云ふのであるから、我が天皇の地位に当らぬ」と、天皇が議会の議決を経ずに自由に法律でも命令でも出せる権利を規定したものの一つと主張している（『帝國憲法逐条講義』一九三五年）。

(36) 「社会悔恨の道」（『六合雜誌』第二五二号、一九〇一年二月二三日）。

(37) だから私は、直訴を、「戦略」からのみ、「徳義」からのみ説明することには批判的である。直訴による世論喚起は当然予測されることだから、そのみを目的としたというのをおかしい。その点で、私は、天皇に訴えることにより大きな意義を見出していたとする清水氏の見解に近いが、かといって、清水氏のように、「彼の直訴は、ある目的を設定し結果を予想しながら手段を選択して行なわれる目的合理的行為だったというよりは、行為そのものの価値のゆえに行なわれる価値合理的行為だった」（『前掲清水論文』五五―六頁）というように、自分の「徳義」を示すためだけの「自己満足的」な行動だったとは思わない。本文で指摘したように、直訴は、明確な目的をもち、その効果と反響をある程度期待したうえで行なわれた行為であった。

(38) 「論語に忠と云ふありければ、忠ハ君ニ対する外に用ゆるものなきニ到りて、忠ハ君子の専有物たる久矣。可笑可笑。忠の文ハ人道人心の根元ニして、すべての心なり。忠ハ我心なり。君子ノものニあらず。親ニも兄弟ニも信友ニも他人ニも忠ならざるべからず。約言セバ臣ハ君ニ忠ニ君ハ臣ニ忠ならざるべからず。」（一九一一年一〇月三日の日記、⑩―505）ただ、そのあとすぐに、「君、君たらざるも臣ハ臣たるの道ちを以てすべし。之れ君臣の人道の大札なり。」と述べているので、多少割引いて考える必要があるが、相互的相対的なものが「忠」の本質であると認識している点は重視すべきであろう。

(39) 正造は、「大和魂」は「日本古来ノ政治専ラ上ニアリ、人民之レニ信賴ス」ところから出たものであることを指摘したうえで、次のように述べている。「左レバ日本魂アリト雖、根本ガ信賴ニヨレル魂ニシテ、自動的日本魂ニアラザルナリ。魂ヲ信賴ス。汝チ自身ノ魂ニハアラズ。他ノ必要ニ応ズル魂ナリ。日本ハ之ヲ日本魂ト云ヘリ。だから、其半面ハ空虚」であって、今日にあつては「大和魂ナルモノハ大疵物ニシテ、殆ンド今ハ殆ンド半額ノ値ダモナシ」と（一九一一年八月二七日の日記、⑫―424）。

(40) 一九二二年八月一日の日記に、「〇四十五年七月三十一日、年号明治改め大正の告示、宮内省告示あり。／八月一日、部屋村、会を開きて天機奉伺に付云々。前帝崩御ニ付。」（⑬―283）また、八月三日に、「七月三十日大正と改る（同前）」とあるだけである。

(41) このように考えるならば、一九〇三年一月一日の下都賀郡赤麻村における演説で、「夫れ国民ハ陛下の赤子である、国土ハ陛下の領土である」（⑬―665）と強調しているのも、基本的には、土地と人命の貴重さを被害民に訴え、それを擁護する運動を組織してゆくときの「枕詞」と理解できるのではなからうか。

(42) まして、下賜金を「農民ノ麥ヲ売リ米ヲ売リタル収入金ノアリガキト同一ナリトス」（⑫―197）と評すること自体、当時の通念をはるかに「逸脱」した考え方であつたらう。

(43) 正確には、「日出而作。日入而息。斲井而飲。耕田而食。帝力千我何有哉。」である。

(44) 前掲拙稿「田中正造における自治思想の展開」を参照してほしい。

(45) 北沢文武「石川三四郎の生涯と思想 完結編 帝力、我に何かあらんや」（鳩の森書房、一九七六年）によれば、石川三四郎は、田中正造を「土民生活の殉道者」と評していたことが指摘されている（一〇八頁）。

- (46) 一九一〇年一〇月の讀願書下書きと見られる文章に、「国トシテハ正ニ陛下ノ臣民ナリ。又誠ニ天帝ノ子ナラザルナシ。」(⑩—52)と  
 いうように、国としては「陛下ノ臣民」であるが、人類としては「天帝ノ子」であると表現しているのが、それである。
- (47) それらは、星島二郎の手によつて「上杉博土対美濃部博士 最近憲法論」としてまとめられ、出版された(実業之日本社、一九一三年)。
- (48) 大逆事件について正造が批判的だったのも、「わが国の天皇の政治というものは憲法上の形式だけで、實際は往々その側近者(各重臣及び大臣という意味)の意見が政治となつて顯われるのですから、その善悪は實際は天皇の責任ではなく皆側近者の責任です。従つて天皇を倒したからとて直ちに政治が改善されるものではない」という観点からであつた(島田宗三「田中正造翁余録」上、三一—三二頁、一九七二年、二九九頁)。
- 天皇の政治が「憲法上の形式だけ」であり、「天皇を倒したからとて直ちに政治が改善されるものではない」というのは、天皇を絶対的な権力者とは考えず、あくまで意志決定機構の中に制限君主として天皇を位置づけていたがゆえの発言であろう。もし限界を求めらば、非常に逆説的な言い方になるが、あまりにも立憲君主制の根本原則「制限君主的天皇観に忠実でありすぎたために、實際政治上における天皇の役割を過小評価するきらいがあつたことではなからうか。
- (49) しかし、今はそういう考えも薄れた。よく引用されるものだが、皇太后鳳子の死と葬儀に際して缺んだ津田の歌——「雷の空の雲深くかくれたまひぬる。」(一九一七年一月二日)、「いでましの御旗もいとぬれぬなり民の涙や雨となりけむ」(同年二月二日)——と、明治天皇の死に當つての正造の日記の記述との差は、歴然としている(津田左右吉全集 第二五卷、一〇八、一一七頁)。
- (50) 初出は一九六八年、のち「橋川文三著作集」第一卷(筑摩書房、一九八五年)に所収された。
- (51) 佐瀬昭二郎、中島三千男、宮地正人「最近の天皇制論議の意味するもの」、『歴史評論』第四二七号、一九八五年一月)における宮地氏の発言(六頁)。
- (52) 「國史概説」上卷(一九四三年)、八—九頁。
- (53) 椎名「農業にとつて生産力の發展とは何か」(農文協、一九七八年)三七頁。
- (54) 私がこうした危惧を感じるのも、菅孝行氏の「何が、新たなる八〇年代の強権の大衆的基盤となるのか。汚染によつて奪われた自然への回帰意識であろうか。」という指摘に触発されたからでもある(『現代天皇制の統合原理』明石書店版、一九八四年、二六八頁)。また土方和雄氏も、「日本文化論」と天皇制イデオロギー」(新日本出版社、一九八三年)の中で同様の指摘をしている。